

## 本日の会議に付した事件

平成24年第4回山元町議会定例会（第3日目）

平成24年12月18日（火）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成24年第4回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第117条の規定によって、7番齋藤慶治君、8番佐藤智之君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

町送付議案の受理。当局から議案1件が追加送付され、これを受理したのでその写しを配布しております。

これで議長諸報告を終わります。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し明確に、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を許します。

岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、平成24年第4回定例会において、大きく3点について一般質問いたします。

大震災から1年と9か月、町は今、復興に向かい全力で進んでいますが、町民の意識と町の意識のずれが大きくあると私は感じております。そんな町民の方々の声を感じたところ、3点についてご質問をいたします。

まず1点目、町外流出がとまらないが、その対応策について伺います。

JRの一日も早い復旧が町外流出にストップをかける歯どめになると思うが、先日開かれましたJR東日本の説明会においても、住民の方々から一日も早い開通を望む多く

の声がありました。また、その一方で、今後地権者になると思われる住民の方々より、この事業の進め方に対し、事前に説明がなく、町、ＪＲ東日本の対応に不満・不審の声が多くありました。そんな中、協力できない等の話もありました。そのような話の中で、早期開通には亘理町（吉田駅開通）のように現行の路線を利用し、山下駅までの開通をすべきとの意見もありました。このような声に町長はどのように考えているのか、伺います。

２点目、集団移転事業について、町で進めている３地区以外に被災住民の声に配慮した用地選定に早急に着手すべきであると思います。そのことが人口流出をとめる大きな力になると思います。町の対応について伺います。

２件目、入札のあり方について。

１点、プロポーザル方式のメリット、デメリットについて伺います。

２点目、プロポーザル方式によって地元業者の雇用、また育成はどのように図られるのか、伺います。

３点目、人員の確保、材料費の高騰などにより入札不調となる事態が本町のみならず見られます。今後の事業の進捗に影響はないのか。また、その対応について伺います。

大きく３点目、被災区域の利活用について伺います。

１点、今後買い取りをする宅地の利活用計画についてお伺いをします。

２点目、山下第二小学校の跡地利用についてお伺いいたします。

以上の３点についてお伺いします。よろしくお願ひいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願ひます。

町長（齋藤俊夫君）はい。おはようございます。

岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第１、町外流出の対応策についての１点目、ＪＲ常磐線復旧に関する町民の声への対応についてですが、これまでＪＲ常磐線の復旧につきましては、鉄道運行の安全確保とともに、まちづくりと一体の計画として事業者であるＪＲ東日本と調整しながら進めてまいりました。

３月５日にＪＲ東日本が発表した常磐線の復旧については、東日本大震災により甚大な被害を受けた相馬から亘理間は、まちづくりと一体となって復旧を進めることとされており、町内を含む駒ヶ嶺から浜吉田間は路線移設により復旧予定とし、浜吉田から亘理間は現駅での復旧としております。

計画ルートは、昨年１２月の議会の修正案を受け要望してきたものであり、山元町復興整備計画において山下、坂元の新駅は新市街地の中核的な施設として位置づけられております。計画ルートについて町民の方からご意見があることは承知しておりますが、昨年１２月、議会に提出されたＪＲ常磐線山下駅亘理間早期開通促進に関する請願、そしてことし３月のＪＲ常磐線山下駅の現地復旧に関する請願については、いずれも不採択となりました。町といたしましては、昨年１２月定例議会において満場一致でご可決賜ったＪＲ常磐線の内陸移設を含めた山元町震災復興計画を基本に、その実現に向け鋭意取り組んでまいりました。引き続き常磐線復旧事業はまちづくりと一体の計画として、地権者を初め町民の皆様のご理解、ご協力を得るため、ＪＲ東日本とともに十分な説明を行ってまいります。

町民の町外への流出に歯どめをかけるため、常磐線の計画ルートによる一日も早い運

転再開に向け、町が一体となって取り組んでまいりますので、ご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、2点目、被災住民の声に配慮した用地選定についてですが、現在、笠野・磯地区の住民の方から、町で進めている新市街地以外への移転要望が出されております。

町としましては、これまで説明してきましたとおり、震災復興計画に基づき、まずは新山下駅周辺地区、新坂元駅周辺地区及び宮城病院周辺地区の3市街地の整備を優先して進める一方、それ以外の地区への集団移転の要望があった場合には、持続可能なコミュニティの形成等の観点から、都市計画法における都市計画区域の一団地の住宅施設の考え方及び市街化調整区域の開発許可基準を参考に、50戸以上の集落形成が見込まれる場合に移転希望先の宅地開発を検討することとしてきました。

現在のところ、笠野・磯地区においては50戸以上の集落形成が確実となっておりますが、自分の住まいに近いところへ移転したいという住民の方の思いを踏まえ、真摯に要望を受け止め、協議を継続しているところでございます。

次に、大綱第2、入札のあり方についての1点目、プロポーザル方式のメリット、デメリットについてですが、プロポーザル方式は、主に業務の委託先や建築物の設計者を選定する際に、複数業者に目的物に対する企画を提案していただき、その中から発注者の意向に沿ったすぐれた提案を行った業者を選定するものであります。

プロポーザル方式のメリットといたしましては、専門性を要する業務などを価格の安さだけで選定する指名競争入札で実施した場合、本来発注者側が期待した結果が得られない場合も生じることから、価格面による競争でなく、より発注者の目的に合った業務等の遂行方法の提案のあった業者を選定することによって、結果的に品質の高い成果が得られることであります。

また、同方式のデメリットといたしましては、通常行われている競争入札によるコストメリットが反映させづらいことに加え、企画提案型であることから企画書の審査等に相当の期間を要するため、業者選定期間が指名競争入札等と比較し長期化するというデメリットがあります。

次に、2点目、プロポーザル方式による地元業者の雇用や育成についてですが、プロポーザル方式は専門性の高いと考えられる業務等において実施するものであり、直接的には町内業者の雇用や育成等が図られることは難しいと認識しておりますが、プロポーザルの実施に当たり提示する実施要領等において、地元雇用及び地元業者の活用を含めた企画提案を求めること等により間接的な効果が期待できるものと考えております。

なお、プロポーザル方式の実施に当たっては、企画提案内容として地元雇用や地元業者の活用方を明記させ、業者確定後は、その励行を促してまいりたいと考えております。

次に、3点目の今後の事業の進捗への影響とその対策につきましては、先の竹内議員のご質問の中でもご回答申し上げておりますとおり、今後入札不調が続いた場合には、復旧・復興に大きな影響が出ることが想定されることから、工事発注等に係る業者選定に当たっては、手持ち工事や専任技術者の状況等の情報収集により一層努め、応札前の入札辞退等をなくするよう努めてまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、被災区域の利活用についての1点目、買い取りする宅地の利活用計画についてですが、防災集団移転促進事業計画での予定買い取り宅地は1,575戸分、

8 1万平方メートルとなっております。町では買い取りに向けた準備を進めているところですが、これと並行して、買い取った宅地の利活用についても検討していく必要があると考えております。

具体的な用途として、大区画化された農地、津波被害の減災を図るための防災緑地、高盛り土構造となる県道亙理相馬線等の道路用地、企業誘致を推進するための産業用地及び環境に配慮したまちづくりの一環としてのメガソーラー用地等が考えられます。

これらの用地の具体的な箇所や面積及び利活用の時期につきましては、各事業ごとに段階的に進めてまいります。

次に、山下第二小学校の跡地利用についてですが、例えば企業誘致のための産業誘致、運動施設用地、またはメガソーラー用地等の用途が考えられます。

このうちメガソーラー用地につきまして、町では震災復興計画において再生可能エネルギーの導入を促進することとしております。また、町で策定した「山元町コンパクトシティ型スマートコミュニティ事業マスタープラン」においても、持続可能な地域社会を可能とする具体的取り組みの一つとして沿岸部におけるメガソーラー発電を掲げております。よって、メガソーラー用地としての活用は町の復興方針に合致するものと考えております。

以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。それでは、きょう2日目でありますので、整理しながらやっていきたいと思っております。

それでは、第1点目から入ります。

説明会、私、いろいろな場面でなるべく参加するようにして、住民の素朴な声を聞くようにしているんですが、率直な声を聞くようにしているんですが、その中で町の今進めている考え方というか、その基本的なこと、それと住民の間に大きな意識のずれがあるんだなというような認識を持っていつも参加しております。

今、JRの一日も早い復旧ということで質問しましたが、あの説明会の中では住民の方々から、やはり一番聞かれるのは、事前の十分な案内、そういうものがなく、突然決まったごとくに話があるというような声が非常にあったと私は思っております。今年の3月の震災から山元町の人口流出は歯どめがかかっておりません。毎月少なくとも5、6件の町外流出が続いています。私は、まちづくりにおいて最も大切なことは、住民の思いを十分に尊重しながら、また経営的にはやはり人口の増加というような思いで調整に当たらなければならないと私は思っておりますが、どうもずれが大き過ぎて住民の流出がとまりません。私は今、非常にその部分を危惧しております。その最も大きなものがやっぱりJRの、足がないという問題が一番大きいのかなと。

これまで議会でも何度も町側からJRの路線のことについても縷々説明があり、私たちもそのときどきによっていろいろなご意見をさせてもらいました。ただ、これまでの話し合いの中で、先般のJRと町との議会に対する最初の説明会の中で町の説明としては、これまでJRの都合で津波の被害のあったところは通さないんだと、そういう説明がずっと続きまして、私が得ている、入ってくる情報とちょっと違うので、私の一般質問だったと思いましたが、その中で町とJRの話し合いの中身、会議録を示してほしいというようなお話をしたときに、今進んでいる問題に対しては公開できないんだよというような話がありまして、私もそれ以上突っ込むことができませんでした。

ただ、先般のJRの説明会のときに、その部分についてJR側に聞いたところ、そのような一方的なJRの話し合いはなかったというような、私が聞いたことによってJR側からは反論がありませんでした。そのようなことの進め方で町民も迷うし、議会も迷います。その中で今、町長から答弁ありました。12月の議会の修正案を受けてルートの変更、またことしの3月の住民からの請願について、議会ではいずれも不採択にしたんだよというような今お話がありましたけれども、私が最初にお話ししたようなことがあれば、それは議会も判断誤ります。そういったものの進め方でずっと進んできていることに対して、満場一致で可決されたんだから、もう違うんじゃないのというような話をされると私は非常に違うんだらうと、そういうふうに思います。これまでの我々に説明してきた取り組みに対して、その辺に誤りはなかったのか、まずその点からただしていきたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい。JRのルートに関して、これまでの取り組んできた状況、誤りがなかったのかというお尋ねでございますが、執行部としては真摯な取り組みをした中で議会の皆さんなり町民の皆さんの相当数の方にご理解をいただいていたんじゃないのかなというふうに考えております

9番（岩佐 豊君）はい。これまでの説明でもそういう話になっております。ただ、私は何度もお話しさせてもらいましたけれども、住民の意向調査なり、アンケートなり、とった時点で早過ぎたことが一つ、その時点で私は言っています。これは何度もとるべきだと、住民の意向は変わるんだよと。それを、そのたった1回の意向調査によって、そういうふうに判断されることは大きな誤りが生じる原因だと私は思っています。他市町村によっては引き続き、今もめているところもあります。そのぐらい十分な話し合いをしながら進めているということです。まずその拙速な、たった1回のそういうアンケートによって物事を進めてしまうというのは私は非常に危険があると。そういう今、町長言われたことに対して私はそういうふうに反論するわけですが、町長はそれに対してどのような考えをお持ちなのか、端的に。

町長（齋藤俊夫君）はい。これまでも岩佐議員から同様の趣旨のお話をちょうだいしてきたのかなというふうに思いますけれども、限られた時間の中でまちづくり復興計画を定めなければルールに乗れないと、復興のルールに乗れないと、このことを基本的に共通理解しなければ前に進めませんよということは、かねがね申し上げてきたとおりでございます。今、おかげさまで復興計画を議会の方に、町民の方にもご理解いただく中で、今、復興に向けて一步一步着実に歩みを進めてきているんじゃないのかなと。確かに、これまでの町の総合計画の策定、改定といいますか、2年なり3年、一定の時間をかけてきました。それは平時で時間があるときの話でありますから、私も平時であれば多分そうしたでしょう。しかし、今回はそういうふうなことができない状況にあるという、非常時の中だということをもっともっと共通理解していただきませんか、同じ問題でいつまでもやりとりが続いてしまう。これは町のスピード感のある復興にとって決していい話ではございません。ぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。全くそのとおりです。ですから、平時の物事の進め方をしてはだめなんですよ。町長は千年に一度のって、自分が何かあるとそういうふうに逃げますよ。千年に一度、非常時ですよ、今。だったら、これまでのやり方を改めるしかないんですよ。何で時間がないんですか。そういう物の考えはおかしいですよ、あなたは。国なり県な

りにそれを訴えるべきですよ。あなたは一方でそういうふう逃げながら、そのことを自分で認識していないですよ、あなた。今、平時じゃないんですよ。その対応をするべきです。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、岩佐議員、私に「逃げる」というふうな言葉を使いましたけれども、私がこれだけ真摯に対応しているにもかかわらず、逃げるという言葉はちょっと適当じゃないと思いますけれども、それ撤回していただきたい。私は民主主義の原理原則に沿って、山元町だけが特異な状況にあるんですか。被災地はどこも同じような苦しい状況にあるんですよ。限られた時間、限られた人数、大変な思いでやっているわけですよ。

9番（岩佐 豊君）はい。全く認識していますよ。だから私、言っているんですよ。まず最初に、「逃げる」という言葉は適当でないと言うのなら、それは訂正します。使い分けと言ったほうがいいのか、そのときどきで。マンパワーも時間も足りないんですよ。だから、平時のやり方ではだめなんです。あなたは事務屋さんじゃ今ないんですよ。いいですか。政治家なんです。その辺をしっかりと考えて、平時に当てはめて物を進めたら当たり前ですよ、それは。こんなことに時間をとりたくないんですよけれども。

町長（齋藤俊夫君）9番の岩佐 豊君に申し上げます。この通告に沿って、町外流出が止まらないその対応策という部分の本分をわきまえながら質問を願います。

9番（岩佐 豊君）議長、お言葉を返しますけれども、町外流出ですよ。認識が違うんですよ。そのことを私は言いたいんです。これがどこ外れているんですか。これで止められたら私、何も質問できません。

議長（阿部 均君）いや、論点をきちっと、この通告に沿った論点整理をしながらご質問願います。

9番（岩佐 豊君）はい。まず、ちょっと私も思いがけず時間を潰してしまいました。

それでは、流出に歯どめがかからない2点目について再質問させていただきます。

昨日も数名の議員から、今のまちづくりの3拠点以外の要望に応えるべきではないかというようなお話がありました。私も全く同感です。町長の、これまでも説明されてきたことですが、その都度、私もそのことに対して意見を言ってきましたけれども、簡単に言います。まちづくり、3地区で進める町長の考え方はわからないわけではないですが、やはり住民はそこに生まれ、長く住んできたところに愛着ってやっぱりだれでも持っていますよ。津波があった当時は、それはやっぱりその津波の怖さから逃げたい、上がりたいという声は確かにありました。先ほどのアンケートのことでないんですよけれども、余りにも一度の話で物事を決めてしまったことが大きな今、弊害になっているんだろうと思います。それで、町長の答弁の中に、それ以外については50戸ぐらいの集落を見込みたいと。それはこれまでも説明してきました。今後の行政構想を考えた場合に、やはりある程度の規模がないとだめだと。確かにそれは正論です。ただ、さっきお話ししたように、やはり住民は愛恵の念というか、それは必ずあるんですよ。

それと、まず笠野地区のことでいえば、前にも申し上げました。あそこは合戦原地区のすぐ隣です。くっついています。あそこは10戸でも従来のまちづくりに何ら支障ありません。もう少し物事を大きく捉え、住民の意向に本当に真摯に向き合って、答弁の中にも真摯に向き合うと。言葉だけじゃなくて本当に向き合って進めることが、私はそういうことによって流出がとまると思うんです。昨日の岩佐哲也議員の質問の中で、3

地区、めどがついて進んできたので、そろそろどうですかというような問いに、町長は、また本当に流出につながるような発言をしていますよ。まだ3か月ですってあなたは言ったんですよ。あれから3か月って、3か月も過ぎていくんです。それで何の方向性も出せないということは、本当に町民は失望します。流出がとまらないのはそこですよ。もう少し何で被災した人の、今本当に弱っている人の思いに向かえないんですか。政治家だったら少しぐらい大風呂敷広げたっていいんですよ。あなたは事務屋だからそういうのができない。そのぐらいのことがあって住民がとまって、この町が行く行くはですよ、将来はいい町になるんです。今のように人口流出がずっと続いたら、どんな理想的なまちづくりをしても、それは絵に描いた餅になりますよ。もう少し真摯に住民に向き合うような姿勢が必要だと思います。私からも笠野区、磯区、今要望しています。これに対して前向きな回答をいただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、私の立場といたしますか、リーダーシップといたしますか、こういう関係もいろいろご心配をちょうだいしたわけでございますけれども、確かに私は長年、40年近く行政に携わってきました。この立場になるまで間断なくといたしますか、そういう中で行政マンから政治の一端を担う立場に今置かれておりますけれども、私も即戦力というふうなことをうたい文句に選挙戦を戦ってきました。そういう中で、私は政治家として1年生、2年生、今ちょうど3年目でございます。そういう中で、これまでの取り組みがどうだったのかと。そのことは町民の皆様方は一番おわかりじゃないのかなというふうに思いますけれども、私は職員の力をかりながら相当程度、被災地の中でもそれなりの対応はさせてもらってきているのかなと。むしろ行政マンであったがゆえに、どういうふうな仕事の手順、対応をすればいいのかというのは、いろいろな分野について一定程度は承知しているつもりでございます。そういうふうな意味では、一定のガバナンスといたしますか、あるいは政治家としてのリーダーシップといたしますか、余りにも40年という行政経験に皆さんが引きずられている部分があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、私はそういう経験を生かしながら政治家としての今、一端を担っているというふうに自負しているところでございます。

そういう中で、この住民の方々の思いをどういうふうに政治家として受け止めるのかということでございますけれども、これについてもいろいろこれまでの議論の中で私なりに状況を踏まえながら、それなりにお答えをしてきたつもりでございます。やれないものを簡単にやると言うのは、それは簡単ですよ。しかし、今回の国政選挙で見られるように空手形じゃ困るんですよ。ある程度の方向性なり、見込みなり、そういうふうな段階で見きわめなくてはならないのかと。そういうものを勘案しながらやっているつもりでございますし、やらせてもらっているつもりでございます。

そしてまた、そういう一定の期間の町の取り組み、これは議会の皆様にも特別委員会等を通じて要所、要所でお話し申し上げているつもりでございます。むしろ、岩佐議員の方からも、そういう要望される方々に町のスケジュール、予定はこうなっているんだよというようなことを逆にお話ししてもらって、町が今、とりあえず繰り返しますけれども、限られた時間と限られた体制の中で職員、一生懸命頑張っているんですよ。そのことをもう少し、せつない思いをされている方々にも一緒になってお話をしてもらえれば私としても助かるなというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。今町長お話しされたように、本当に職員の皆さん、頑張っていますよ。

わかります、それは。ただ、今の回答の中でも町長は、町民の方々はこれまでの町長の行動を見てわかってくれていると。まず、そこにずれがあるんです。わかっていないですよ。何であんなに議会の軽視した物の進め方をしてまちづくりをしているんだという、少し物を考えている人はそういうふうにもまず言ってくれますよ。端的に言います。危険区域の指定ですよ。あんな大事なことを3日ですよ、我々に判断させたのは、4日。そういうことなんですよ、町長。やはりその辺のずれが今、大きく、こういう大事なときにそこを修正しないで物を進めたら本当にこれは物が進まなくなる。やはりここは真摯に、本当に耳を傾けるべきです。町長そういうふうには答えているんですから。自分の思いだけを言うんじゃないで、やはり住民の切実な声に真摯に向けるべきです。それが私は町民流出がとまる大きな行政の一つだと思っています。今できないものを私は言えないと言いました。できないものって、できないんですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。できないものということじゃなくて、ある程度の見通しなり、実現性の、可能性というものを、いろいろな業務を遂行しながら、見きわめをしながらやっていかななくてはならないんですよ。だから、職員がいろいろなことをやっていて、そしてそこにこれを盛り込む、突っ込むというふうな今、そういう状況なのかどうか。そういうふうなことも見定めながらやらなくてはならないという意味でお話を申し上げたところでございます。

それから、先ほどたまたまの事例で災害危険区域の議会のお諮りというのが短期間だということ。それは議会にお諮り、提案したその日から数えれば4日間かもしれないかもしれませんが、必ずその前段があって議会に提案させてもらっているわけですので、そこだけを取り上げて、たかだか4日間というふうな、この場で言われますとちょっと誤解を招くんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ前後の関係、その辺もぜひご理解をいただく中でのご紹介をしていただければありがたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。町長が答弁したことにやっぱり私は入っていきたくないので、やっぱり少しはそれですよ、本当にね。町長がそういうふうには答弁しているんですから。危険区域の指定についても十分に説明した後に提案したんだというような話ですけれども、具体的に1種、2種、3種、1種がこの区域になくなるって説明しましたか、じゃその前に。

町長（齋藤俊夫君）はい。災害危険区域の設定の考え方等につきましては、住民説明会等でも説明してきておりますし、議会の方にも具体的に議案としてお諮りする前に、提案する前に、ご説明はさせてもらっているというふうに認識をしております。

9番（岩佐 豊君）はい。私、大分不満ありますけれども、議長から止められそうなので。今のお互いの質問、答弁でもやっぱりかみ合わないですよ。ということは、やっぱりそこに大きな認識のずれがあるんです。本当に丁寧に物事を進めていかないと、やっぱりこれ住民の流出、止まりませんよ、本当に。これから来年になって、また2月、3月になりますと、またこの町の移動、学校等が始まりますと、また大きく流出につながる可能性があるんですよ。ですから、町長として、やっぱり住民に少し希望の持てるような言葉を発してほしい。どうも、あなたは石橋をたたいても渡らないような発言しかしていない。それ政治家じゃないですよ。まず、これすごいんだよね。10月は97人出ているんだよね。11月で51人。ずっと60人とか80人とか、昨年3月は127人、4月は134人、こういうふうには止まっていないんです。やはりここに最大の思いするべ



きだと私は思いますよ。再度、もう少し丁寧な町民の声に対する姿勢というものかな、町民の要望に対するあなたの姿勢として、もう少し町民に寄り添えないのかどうか、簡単にでいいですから。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私は決して独善とか、独断とか、そういうふうな形で町政運営をしているつもりはございません。常々申しておりますとおり、それは時間がない中というふうに言われるかもしれませんが、住民の意向調査を踏まえた民主主義の原理原則に沿って対応をさせてもらっているというふうなことでご理解をいただきたいというふうに思います。しかし、少数意見もそれなりに尊重、大切にしなければならないというふうな思いは当然持っております。

9 番（岩佐 豊君）はい。堂々めぐりになりたくないの、住民の声を聞いていると言うけれども、町長、私言った——1回しかとってないんですよ。それは形の上ではとっていますよ。だから、津波が来て、まだ怖さがある時点と、幾らか落ち着いて、これからやろうというときの思いつて、人間ってそれぞれ違うんです。だから、そういうことを踏まえないで、いや、ちゃんと町民の声を聞いてやってきたんだからずれはないという、そういう言い方は、そこがもうずれています。余りくどく入ってもだめですから。大事なところに入ります。

まず、今、両地区の方々から本当に声が上がっている、切実な声として、何とかそこにつくっていただきたいというふうな声に対して、もう少し町長として、政治家として、もう少し踏み込んだ発言をしていただきたい。さらに、こういうふうに強く訴えて質問いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、町の復興に向けた、特に市街地整備に向けたスケジュールは議会の方にもお示しをしているところがございますので、その辺も十分ご理解いただく中でこの問題を受け止めていただきたいなど。あれもこれもというふうに、なかなかいかない状況にあるということを、まず基本のご理解いただく中で、少し時間が経過する中で、またその辺の進捗状況を見ながらというふうなことで、ひとつご理解を賜りたい。そのためには、まず今懸案になっている農地転用なり、用地の買収なり、そこをもう少し確実にしていきまさんと、勢力が二分、三分されたのでは多くの皆さんが待っているところが遅れてしまうと。これはちょっと私は避けなくてはならないだろうというふうに思いますので、そこのところをご理解いただければ、おのずとご理解いただけるのではないのでしょうか。

9 番（岩佐 豊君）はい。私は、「わかった」と一言、言ってほしかったけれども、なかなか厳しい。でも、やはり本当に町民のこれ以上の流出をとめるためには、そういった、ある程度政治家としての政治判断というのかな、そういうものがあってしかるべきだと思えます。そういうことを強く要望して次の質問に移ります。

---

議 長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

午前10時50分 休 憩

---

午前11時00分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、2件目のプロポーザル方式のメリット、デメリットについてご回答いただきました。まず、そのメリットですね。専門性を要する仕事などに対してというようなことで、その専門性から価格の安さだけでなく仕事の質といえますか、その内容によってそういう発注者側の思いがかなえられるんだというような話でメリットとしてお話をいただきました。また、デメリットとしては、コストメリットが反映できない、要するに事業費が高くなる可能性がある、またその手法から期間がかかるんだというようなことで、今、デメリットの話がありました。

それで、今回、具体的に入っていきますけれども、本町も今のような観点からプロポーザル方式を取り入れてきているわけですが、今、住民の方々からよくお話を聞くところによると、なぜ町営バスの運行管理がよそに行ったのだろうというようなお話をよく聞きます。地元の雇用、事業者の育成安定、これからは外れているんじゃないのというような声が多くあります。今回の町民バスのプロポーザルについて町長は認識というか、どのような考えというか、あの選定に至った過程についてどのような考えをお持ちか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。プロポーザル方式の関係で今、町としてどういうふうに思っているのかということでございますけれども、先ほど言いましたように、それぞれこの方式によるメリット、デメリットを勘案しながら具体の個々の事業について、この形を選択をさせてもらったと、いわゆる比較考慮の中でこの方式を採用してもらったというのが基本的なところでございます。ただ、単にその表面的なメリット、デメリットということだけではなくて、――のありました「ぐるりん号」、町民バスの運行については、ご案内のとおり、これまで一定の期間、地元の皆様に対応していただいた中での、その辺の状況、内容を、これも十分点検させていただく中でメリッ、デメリットの判断というようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。今回の町民バスについては、地元の業者グループが1年半ぐらいでしょうか、運行に携わったわけですが、今回のプロポーザル方式によって入選漏れというか、ということで他社に移ったわけです。私は、この提案型、まず専門のバス業者と地元タクシー業者では、そのプロポーザルの提案する内容については当然、それは劣ると思います。相手は日々やっている本当にプロのバス会社ですから。ただ、私は、私が言いたいのは、やはり地元の雇用、ましてや1年半もお任せしていたわけですから、その間に地元雇用を図るのであれば、町としてもこういう考えがあるので、やはりそれなりのレベルアップを図っていただきたいというようなことを事前にお話をしながら事業者の育成を図るのも私は大切なことだと思います。特に、このプロポーザル方式に移行した場合に町内の業者、全部外してしまいますよ、こんな、もしそういうことで物を進めていったら。それで、まずその選定委員というか、本当にこれを判断するだけの材料というか、知識というか、そういうのを選定委員の方々がお持ちだったのかどうか、ちょっとその選定委員の中身から教えてください。

町長（齋藤俊夫君）はい。具体的な委員の関係等については担当課長からお答えをいたしますが、私からちょっとあらかじめお話し申し上げたいのは、一応この問題については、過般、総務民生の委員会の方で十分ご説明をして、ご審議をいただいた経過もございましたので、そういう経過があるというようなこともぜひご理解を賜りたいというふうに思い

ます。

議長（阿部 均君）構成メンバー等については、企画財政課長高橋寿久君。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。構成メンバーにつきましては、まず学識経験者、公共交通の学識のある方を中心といたしまして、そのほか関係各課長等々を中心といたしました構成メンバーとなっております。以上でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。私、あえて何でこんなことを言っているかといいますと、要するに、デメリットで町長がお話しされたように、価格の、事業費を安く抑えることができないとデメリットもあるんだというようなことで、今回の場合、7,000万円近い山元町の既存の業者との差があったわけですが、3年間で7,000万円、提案型でどのようなサービスがあると7,000万円の差が出るのか、端的にお答えください。

町長（齋藤俊夫君）はい。個別具体の関係、担当課長の方からお答えさせていただきます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。7,000万円の差につきましては、まず、その業務委託ということに対しての考え方の違いというのがまず一つあるのかなと考えておりました。つまり、今回の業務委託というのは、もう運行管理、それからバス停の管理すべてを業務委託するというような形での委託でございます。したがって、以前、町内の事業者をお願いして委託形態とは全く異なるという状況でございます。したがって、その趣旨を把握した上で、その7,000万円の差が出たのかというところが疑問でございます。例えば、ガソリン代にしましても、通常の石炭に基づいたものであれば7,000万円もの差が出るのかということも非常に疑問でございます。したがって、そういった仕様の内容についての細かい認識の違いということで恐らく7,000万円ぐらいの差が出たというふうに認識してございます。

9番（岩佐 豊君）はい。今のお話ですと、要するにこれまではバス停の管理とかそういうことは町でやっていたというお話でしょうか。それで、これまでのその部分の経費というのはどのぐらいかかったのか、示してください。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。町の直営でやっておりましたので、その分の経費というのが幾らかということになると、町の財政上は人件費で賄っていたという回答になりますが、それを今回の新たなプロポーザルの中に反映するとすると、やはり数千万、1,000万円か2,000万円ぐらいの額になるかと考えてございます。

9番（岩佐 豊君）はい。私、最初にお話ししたように、地元の業者が1年半ぐらい前からこういう事業に携わっているわけです。まして、町の方向としてプロポーザルに移行するような考えがあったわけですから、地元業者の育成という観点からそういうお話が当然あってよかった。また、私も聞いています。運転手さんによってはちょっと乱暴な人もいたよと、確かにそれは聞いています。そういう部分についても、当然町としてやっぱり指導というか、そういった方向でいくのが当然だと思います。そういう指導というか、ことはあったんでしょうか、配慮というか。

町長（齋藤俊夫君）はい。バスの運行につきましては、地元の皆様にこれまでも大分頑張ってもらってきました。しかし、実態的にはなかなか、業務委託ということではあったんですが、残念ながら業務委託の体をなしていなかったという部分が相当な部分でございます。それをここで一つ一つご紹介するのはどうかなというような気もしますので、そういう抽象的なお話で恐縮でございますけれども、例えば契約、これは4社で共同運行ということでございましたけれども、契約にしても本来は組合をつくってもらうとか、そうい

ったことを契約するのが筋でございますけれども、実際は代表の方との契約になっておったとか、あるいは町の担当の部署でいろいろと、先ほど岩佐議員の方からご心配されたように、必要な指導なり対応をしてきたのかと、随所で対応させていただいております。残念ながら、それについての周知徹底なり前向きな反応、対応というのが厳しい状況にありましたし、あるいは雇用形態、保険の加入等々につきましても、必ずしも皆さんが足並みをそろえていたのかと、いろいろございます。これ以上は差し控えたいというふうに思いますけれども、それからご案内のとおり、今回、互理直行というふうな便の確保というようなことも含めて台数がふえるというようなこともございましたので、今の状況、体制でいかなんでしょうかというようなことにつきましても、ある時点でそれなりのお話はさせてもらっております。しかし、できるというふうな、いい返事が期待できない中で、私の方としても非常にづらいものがございます。等々含めて今回のこの周辺のエリアの同じような業務を受託できる——の皆様方を含めて、新しい方式になりますけれども、このプロポーザル方式で業務委託に踏み切ったというふうな状況でございます。

9番（岩佐 豊君）はい。今、町ではそういうふうに十分に意を尽くして業者にも説明してきたんだという話ですけれども、河北新報にそれが載っているんですよ。山元町バス、町外専門会社に委託。町、負担軽減。負担軽減になるのかどうかかわからないですけれども、私は。利便性の向上、利便性の向上は多少なったんでしょう。長年担当したタクシー4社、収入源を失い廃業の危機。地元の業者がこんな心配をしながら仕事をしなければならぬ結果になったんですよ。今、町長から個別にいろいろな相談はしてきたという話しがありました。何度やりました。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどお話し申し上げた部分は、これまでの積み重ねも含めてのお話でございますので、例えばことしに入ってから何回とか、プロポーザルに移行してから何回というふうな、そういう整理の仕方はしておりません。ずっとこれまでいろいろ業務を委託してきた中でやりとりを総合的にお話をさせていただいたところでございます。

9番（岩佐 豊君）はい。今後いろいろな事業が進む中で、こういった手法、当然ふえてくると思われます。やはりこんなときには慎重な対応をしていかないと、本当に地元業者、足腰強くするのならいいですけれども、足腰弱くなる原因になりますよ、こんなことやっていたら。やはりこの辺に本当に意を用いて当たっていただきたい、このように訴えて、この件については終わります。

3件目、被災区域の利活用についてですが、今1,575戸分、81万平方メートル、昨日もこれに対する質問がありました。いろいろ町長からお話がありましたけれども、まず昨日も農地はどうするんだ、利率はどうするんだという話がありました。このばらばらの土地を買い求めて、どのようにこの土地を利用してやっていくのか。いろいろお話がありました。これどのようにまとめるのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。被災区域の利活用、防災集団移転事業で町で買い取るエリアの土地の利用ということでございますが、これもこれまでご説明してきましたとおり、圃場整備の導入によって土地のその整序化というようなことで、端的に言うと、宅地と農地が今回の買い取りで混在、点在するというところでございますので、圃場整備を進める中で、それぞれの土地の区分に沿った集積、集約をするというふうなことでございまして、田

んぼ、畑、宅地というふうなことをできるだけ集約をしていくというふうな形で復興・復旧につなげていきたい、あるいは産業振興にもつなげていきたいと、こういうふうな基本的な考え方でございます。

9番(岩佐 豊君)はい。きのうもありました。これちょっと確認したいんですけども、宅地、家が建っていた部分があります。例えばそれが100坪とします。そうじゃなくて、宅地ながら、宅地というか、囲いの中ながら例えば畑なりなんなり、また、何ていうんですか、例えば杉林だったり、あった場合に、これ一体で買えるのかどうか。何かばらばらに説明、私は課長の方からは、その部分については一緒に買いますよというような、相当前にお話を受けたのが何かきのう、きのうでもそうですし、何かちょっと違うようなニュアンスなので、その辺、ちょっと確認、最初したいと思います。

震災復興企画課長(鈴木光晴君)はい。ただいまの防災集団移転事業によって買い取られる跡地に対しての整序化の観点ということでお話し申し上げますと、基本的に、きのうも申し上げましたとおり、第1種区域、第2種区域の中でその土地を買い取る部分、そこを移転促進区域というような設定の仕方をさせていただきました、土地の方の、宅地の方の買い上げをさせていただくというようなことを考えております。あくまでも建物が建っている宅地、それから居住の用に供していた宅地というのが、まずは今回、防災集団移転事業で買い取りを行う原則としての土地ということになります。

きのうのお話でも多少触れさせていただきましたが、そのほかに今後海岸防災林、200メートル幅の防災林をこれから整備するような形をさせていただきますけれども、その200メートルの部分にちょっと薄くなったりする部分が多少ございます。そういった部分の背後の部分に、その買い取った宅地を整序化によって裏づけとしてはらづけていたり、あとは、あわせまして防災公園の用地を同じようにその背後に整序化してとるといった部分であったり、あとは産業用地としての、回答の中でもありましたが、メガソーラー用地としての活用、それから県道などの道路用地としての活用といった部分で、そういった部分で農地等に支障が出てくる部分については個別に説明の方をさせていただきます、買収の方の対象にさせていただきたいというふうに思っているところです。あと、なお全体的なお話について多少、沿岸部の方の部分について寺島課長の方からちょっと補足でお願いしてよろしいでしょうか。

産業振興課長(寺島一夫君)はい、議長。土地が今現状であって、そこにはいろいろな土地があります。宅地、農地、雑種地、あるいは国有地もいっぱい現状としてありますね。それを買い取りした後、もうばらばらになっているというものを全部、例えば農地だったら農地で集める、あるいは宅地の部分を宅地で集めて、あるいは宅地から別な用途に使う、あるいは道路用地だったり、公園用地だったり、あるいは防災緑地の用地だったりというのに振り分けをしていくという、要は虫食いの状態をパズルをはめたようにきれいに並べかえるというのが整序化というものなんですが、この農地を含んだそういう土地のばらばらになっているものを今回、そういう手法、要は換地という手法でやるわけですね。同じ土地の大きさ、形を別なところに持って行って、まるっきり同じ権利関係をそのまま維持すると。ただ、それを将来的にだれが所有して、どのように使うのかというのはこれから決めていくことだと思うんですが、その手法をとれるのが、一応この間、知事の方にも要望活動に行きましたけれども、農地整備事業である復興事業の圃場整備事業というのが唯一、その換地の手法でとれるということでございます。

その事業については、この圃場整備関係の農水の関係の事業として具体的に進めるに当たって今回、予算の方の措置もさせていただいておりますけれども、計画の方で約6,300万円ですね。計画を具体的に立てて、平成27年度まで実施するというような事業の取り組みをするということを今見込んでおります。ただ、それにつきましては、町が買い取りした分については町の意向で進められますが、それ以外の買い取りしない土地、あるいはそのまま残る農地を別なところに移すということについては、地権者の、あるいは耕作者の皆さんの同意をいただかなければならないということなので、そういった土地改良法に基づく手続を踏んだ後に実施するということですので、その辺の事業の導入の時点から今後こういうふうになっていくという説明をしながら、最終的には工事の方で持っていくという作業をするというのは今のところ見込んでおるといってご理解いただければと思います。

9番（岩佐 豊君）はい。大分難しい作業になりますね。それで、やっぱり住民の方々からは、自分の圃いの、ここは買ってもらえるけれども、そっちは買ってもらえないというふうに、今言った換地とかなんとかということが生まれてきますね。当然これは買い取りも出てくるはずですよ。だから、本当にまとまって隣接しているようなところは逆に私は買ってあげたほうが事業も早く進むし、仕事も早く進むし、その地権者の方々にとってもいいんだろうと、今後再建して立ち上がっていくときにいいんだろうと。そんなことは今回の、今回、国の動きもありましてちょっと変わったので、その辺も、やはりいろいろ要望すれば、そういうところにも該当するようなことがいっぱいできるような気がするので、やっぱりその住民の人たちに応える、そういう姿勢というのがあっても私はいいと思うんです。他の市町村によっては当然買い取って、きのうもありましたけれども、一緒に買い取ってしまうんです。その方が事業が早く進むと私は思っています。そのような考えを持ってないかどうか、町長。

町 長（齋藤俊夫君）はい。被災宅地の買い取り絡みの話、きのうもお話をちょうだいしたんですが、現段階ではそれぞれ被災自治体の状況も違うという中で、きのうの担当課長からのお話でもわかるとおり、今の段階ではすべてご指摘いただいたようなところと整合性をとれるような山元町の状況でないというふうな答えを申し上げたわけですが、今の岩佐議員の提案、それも一理はあるのかなというふうには思っております。いずれ、今産業振興課長からもお答えしたとおり、あるいはこれまでもお話しするのとおり、今回の買い取る予定の広さと町全体としての復興に向けたさまざまな土地利用、これとのバランスといいますか、整合性といいますか、やっぱりその辺をどういうふうにと考えたらいいかという部分もありますので、今の部分は一つの考え方として受け止めさせていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。今町長から回答ありましたように、そのように意を用いて、ぜひやっていただきたいと思います。

それでは、最後になります。私の母校でありました山下第二小学校、解体することになりました。お別れ会に行ってきた非常に感慨深い、寂しい思いをしてきました。山下第二小学校の跡地利用についてですが、先ほどお話、いろいろいただきましたけれども、今、私、野球とかそんなところばっかし親しんできた人間で、今ちょっとそういうグラウンドが十分に確保できないないということで、野球の場合はダイカストの坂元をお借りして何とかこなしてきたんですが、野球のみならずソフトについても非常に今、山寺

グラウンドを使用して窮屈な思いをしながらやっています。特にソフトの場合、高齢者の方々がやっているので、町の健康増進、お年寄りの健康増進には大きく寄与している部分があるので、絶対その、何ていうんですか、グラウンドを確保して十分に、いつでも試合を組めるような、そんな体制をぜひとっていただきたいので、山下第二小学校の裏の部分、あそこ、そんなに整備をする必要はないんですよ。ただ、でこぼこあったら、そこをちょっとならしただけで、あとは利用する人たちのやっぱり手入れなんです、グラウンドって。十分その辺はソフト関係の方々も理解していると思うので、そのような利活用をぜひできるように、できるのかどうか、町長に伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。運動施設の関係ということでございますけれども、確かに今、相当津波浸水エリアで、今まで使っていた牛橋公園等も含めて利用できる施設がもう半減しているのかなというように、そういう認識を持っておりますし、皆さん大変ご不自由する中でいろいろスポーツに取り組んでもらっていると。そしてまた、全国大会にも出られるような大変すばらしい活躍、成績も納めてもらっているということに対しては本当に敬意を表したいなというふうに思うところでございます。

この対応策といたしまして、なかなか今すぐに右から左というわけにいかないわけでございますけれども、その辺の皆様方の窮状は私も理解しているつもりでございますので、極力既存の施設の有効活用ができるような手だてを講じてまいりたいなというふうに思っております。例えば、ある場所についてはなかなかグラウンドへの進入する道路が未整備というふうな問題もあつたりもしますし、そういうふうな部分の解消なども一つございまして、新たに民間の方が持っている土地を一定期間借地をさせてもらうとか、そういうふうなことで不足している分の多少の充足に向けて努力してまいりたいというふうに思います。

9番（岩佐 豊君）はい。町の医療費軽減につながりますので、今町長から全国大会というお話もありましたけれども、非常に元気なお年寄りです。私よりはるか先輩ですから、七十何歳の方々も何名もいますし、そんな人たちのやはり思いにもぜひ応えていただきたいと、そのように思いまして、私の一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際暫時休憩とします。再開は1時といたします。

午前11時33分 休憩

---

午後 1時00分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

8番佐藤智之君より午後の会議を欠席する旨の届けがあります。

---

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。では、2012年第4回議会定例会に当たり、町民の皆さんが要望する当面の諸課題を初め、被災者の皆さんの生活再建、復興、まちづくりにかかわることなど町政全般にわたり一般質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。

1件目でございますが、1件目は介護保険事業の取り組みについてであります。介護保険法改正、その具体化の一つとしての介護報酬改定の実施、そして山元町の第5期介護

保険事業計画が実施され半年が経過しておりますが、利用者にとっても、事業所とそこで働く職員にとっても深刻な影響を与えていると言われております。山元町の場合、どのような状況になっているのかということで、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、法改正後の影響はあるのか、ないのかということであります。

2点目は、介護施設の新設の計画についてお伺いいたします。

3点目は、基金を取り崩して保険料を引き下げる考えはないかについてお伺いいたします。

2件目の質問であります。復興財源の確保と町財政についての町の取り組みはについてであります。

東日本大震災の復興予算が被災地とほとんど無関係の事業に流用されていたことに多くの国民、とりわけ被災者の皆さんの怒り、大きな疑問が示されております。震災から1年9か月もたつのに被災地では生活再建も産業の復旧も遅々として進んでおりません。その一方で、震災復興からかけ離れたところに巨額の税金がつき込まれていたということでもあります。復興は被災地と被災者の要望を基本にすべきと考えます。被災者の生活基盤となりわいの再建こそ復興の土台にしなければなりません。今、被災者と被災地に直接役立つ復興予算への転換を急ぎ、将来への不安の解消が求められております。また、町は震災復興交付金を初めとする復興事業関連予算の動向等についても十分注視してまいる必要があるとして政府の復興予算に対する考えを示しておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、政府の復興予算執行をどう見ているか。

2点目は、復興財源は予定どおり確保されているか。また、今後の事業計画の財源確保をどう見ているか。

3点目は、震災復興基金の活用をどう考えているかについてお伺いいたします。

3件目の質問は、債務負担行為の対応についてであります。今回の議会に新市街地整備に係るCM業務委託等、計13件の債務負担行為が提案されております。債務負担行為は後年度以降の財政運営を拘束することになるので安易な運営は特に慎みながらとか、物件の購入や建設工事の財源調達的手段として安易に行われていないかなど、その活用に慎重な対応が求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1点目は、債務負担行為を行う場合の町の考え方についてであります。

2点目は、町民バス事業を債務負担行為での対応とした理由についてお伺いいたします。以上3件を一般質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、介護保険事業の取り組みについての1点目、法改正の影響についてですが、今回の改正は、高齢化が急速に進展している中において、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けられる地域包括ケアシステムの構築を主眼とした制度改正となっております。

その中でも、今回の制度改正の一つであります介護報酬改定については、新たなサービスの創設や訪問介護等における時間区分の見直し等がなされた改正ではありましたが、在宅重視の傾向にあったことから、町内の介護サービス事業所については、先の大震災の影響による経営状況の混乱は見られたものの、介護報酬改正による大きな影響はなか



ったものと認識しております。

次に、2点目、介護施設新設の計画についてですが、第5期介護保険事業計画期間中において地域密着型介護老人福祉施設及び地域密着型小規模多機能型居宅介護施設の導入を計画しており、現在、その事業実施に向けて調整を図っております。

なお、制度改正や震災後における施設の整備となることから、その事業の実施に当たっては、復興計画との整合を図り、町内事業者の意見を広く取り入れながら慎重に対応していくとともに、制度改正に伴う新たなサービスへの対応が可能な施設の導入につきましても、あわせて検討を進めてまいります。

次に、3点目、基金の取り崩しによる保険料の引き下げについてですが、第5期介護保険事業計画における保険料の改定については、先の大震災の影響を直接受けることとなる事業期間のため、不透明な需要見込みではありましたが、介護保険事業基金の取り崩しや県の財政安定化基金の取り崩しを原資に、保険料額の上昇を抑えることを前提として算出したところであります。

現在、本計画年度の初年度の半年が経過した現時点においては、震災後における特異な介護サービス給付費の動向を注視しながらの事業運営を余儀なくされるものと想定しておりますので、保険財政の安定的な運営はもちろんのこと、今計画期間中における決算状況の推移や基金残高の推移をもとに、改定した保険料額を総合的に評価してまいりたいと考えております。

次に、大綱第2、復興財源の確保等における町の取り組み、についての1点目、政府の復興予算執行についてですが、政府の復興予算の執行に関し、さまざまな意見がだされていることは承知しておりますが、山元町への復興交付金の交付につきましても、現在までのところ、町の復興事業の進捗状況に合わせ、適切に配分されてきていると認識しております。

なお、12月2日に行われた国と宮城県、被災市町との意見交換会において、平野復興大臣より、被災自治体向けの震災復興特別交付税を増額する方針であるとの説明がありました。増額が実現した場合、現在町が独自支援として予定している土地購入、住宅の建築及び住宅かさ上げの補助以外に、新たな独自支援に充当することも可能であると考えられます。町としましては、復興交付金の申請とあわせ、これら特別交付税の増額についても引き続き国に対し粘り強く要望を続けてまいります。

次に、2点目、復興財源の確保についてですが、復興事業の財源としては、主に復興交付金の活用が柱となります。

復興交付金につきましては、これまで3回にわたり交付決定が行われており、交付決定額は県による実施分を含め、事業費ベースで180億円となっております。これに加え、11月30日に第4回申請分に対する交付可能額の通知があり、新たに328億円分の事業が交付金の対象として認められる見込みでございます。

今回の交付可能額通知においては、防災集団移転促進事業における宅地買い取り、津波復興拠点整備事業における用地取得、町道浅生原笠野線整備事業及び町道上平磯線整備事業における設計業務等において必要となる経費への配分が行われました。

復興交付金は、町の復興事業の進捗状況に合わせて順次配分されており、当面必要な財源としては確保されていると考えております。

マンパワー不足の課題の中、山元町への復興交付金の配分額は、震災前の通常予算額

と比較した場合の事業費率としても県内の被災市町の中で2番目に高くなっておりませんが、引き続き平成25年1月に予定されている第5回申請に向け、計画の熟度が高まって事業について、段階を踏んで順次申請を行っていきたいと考えております。

次に、3点目、振興復興基金の活用についてですが、この基金には震災からの復旧・復興のために全国の皆様から寄せられた寄附金と、平成23年度に特別交付税を原資として宮城県が造成した震災復興基金から配分された交付金および被災地域農業復興総合支援事業分を積み立てております。

基金の年度末残高は、本年度内に全額取り崩しを予定している被災地域復興総合支援事業分を除き、寄附金が約2億2,000万円、県震災復興基金交付金分が約7億3,000万円の合計約9億5,000万円と見込んでおります。

この基金積立金のうち、県の震災復興基金交付金分の用途については、県の交付要綱により被災者等の支援に係る事業で、建設地方債対象事業や公共・公用施設の建設・修繕に係る事業、国・県補助および特別交付税等の財源措置される事業を除く事業が対象とされております。現在のところ、その活用につきましては、既にお認めいただいている宅地防災工事助成金制度に加え、町で行う被災者の移転支援のうち制度上国庫補助対象外となる世帯について、町単独事業による移転費用や被災家屋の除去費用及び住宅建築に伴う借入金への利子補助など期し円に全額充当する方向で検討しております。

また、町の復旧・復興のために全国の皆様から寄せられている寄附金分につきましては、現時点での活用方針は具体的になっておりませんが、本町の復興に欠かせない施策のうち、国・県等の支援制度等から外れる事業で、ご支援いただいた方々に形を示すことができるものに活用してまいりたいと考えております。

次に、大綱第3、債務負担行為の対応についての1点目、債務負担行為の考え方についてですが、地方自治体の予算は単年度ごとに議会の議決を受け定められ、年度内に執行完了することが原則となっております。

しかしながら、地方自治体の業務を進める上で当該年度以降、複数年にわたり実施する事業や、年度当初からの事業実施に当たり、事前に契約行為等に要する期間を確保しなければならない案件に対応するため、予算の一部とする債務負担行為が例外措置として認められております。

今議会において債務負担行為としてご提案申し上げております各種案件につきましても、各業務における事業期間や開始時期等を勘案し設定するものであり、事業の執行上、債務負担行為の設定が不可欠でありますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、2点目、町民バス事業を債務負担行為とした理由についてですが、町民バスの運行については、ことしの10月から震災前の2台の運行体制から直行バスを含め3台増便し、合計5台で運行を行い、さらには大幅なダイヤ改正を実施し、被災者支援の一環として住民の足の確保と利便性の向上に努めてまいりました。

町民バス事業については、平成25年度から平成27年度までの債務負担行為を設定しておりますが、事業期間を複数年とすることにより同一業者に継続して委託することができ、東日本大震災からの復旧・復興期間において被災者に配慮するとともに、安定した公共交通の確保と住民サービスの維持を図り、かつ契約事務の負担軽減を目指したものであります。

また、債務負担行為の終期については、町民バスの運行に要する財源として震災復興交付金を活用しておりますことから、復興交付金を活用できる平成27年度までとし、町民バス運行の継続を図り、利用料金を同年度まで減免しながら被災者支援対策に取り組むこととしたものであります。

以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。1件目の介護保険事業について、まずお伺いたします。

その一つの法改正後の影響についてなんですが、今の答弁では大きな影響はなかったものというふうなお答えでした。大きな影響ということですから、では小さな影響というのはあったのかどうか、その点についてお伺いたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。訪問介護時間の短縮等によって当初、利用者にとっての制度が変わったことによって混乱を来した部分というのはお話を聞いております。その後、ケアマネジャーの調整等でうまく今、サービスが提供されると伺っております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。この報酬改定に伴う影響として伝えられているのは、生活援助の短縮、90分から60分下がったと。あるいは60分が20分から45分等々といった、その改定の中身で、これまで90分間利用できたのが60分に下げられた。そのことによる利用者の不便等々というのが訴えられていたという背景の中での混乱というふうなことを聞いているわけですが、これは全国的な、一般的な話ですね。そういう意味で聞いたわけですが、山元町ではじゃどうなのかと。今の答弁では「ない」ということなんですが、そういう面での影響もないのかどうか、改めてお伺いたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。介護支援専門員等に確認したものは、ないというお話を伺っております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。それでは、あわせて事業所等にも確認をすべきなのかなというふうに思うんですが、事業所では当然そういった指示、指導のもとに事業を行っていると思われるんですが、その方針どおり90分から60分に等々、そういった対応をしているのかどうか、改めて確認します。その辺、町としてつかんでいるかどうかということもあわせて。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。訪問介護事業所等にも確認した結果としては、特に混乱はなかったというふうに伺っております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。この具体的な混乱があったかないかでなくて、そういう90分から60分に変更したのかどうかというような形で対応したのかどうかということの確認であります。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。具体的には時間を短縮したというふうには伺っております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。引き続きそういうふうな方向でとあわせて、となると、当然その事業所の方が大変になるということが一方で出てくるんですね。その分、単価が下がっているわけですから。だから、従来どおりにやろうとするならば事業主の方で直接負担を負っているという形になるんですが、その辺の問題は聞こえてこないかどうか、改めてお伺いたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。その辺については伺っておりません。時間短縮にしたことによって、さらにほかのケースに回ることができるというふうに伺っ

ております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。ちょっと今の最後の方で、ほかに何ですか、短縮したことによってほかに回れるということですか。だったら、短縮したことを実施しているんじゃないですか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。改定のとおり時間は短縮しております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。今、最後の最後に、その短縮した分、ほかのところに事業所としては回れるから、だからそれがいいというようなふうに聞こえたんだけど、そうしたらおかしいのではないのかなというふうに今確認したんです。言っていること……。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。従来ですと60分だった時間が45分に短縮されたということで、それについてはいわゆる提供する時間が45分に短縮されているわけですから、その分、さらに別な利用者に対して訪問ができるというふうなことです。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。そうすると、最初の影響ですが、その指示どおりやっているということですよ。そこで問題が今出ているんですが、だからその問題は、山元町では短くなくても利用者からはそういう話はないというふうな受け止め方でいいのか。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。介護支援専門員等に確認したところでは特に、適切にサービスが提供されると伺っております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。現場は、利用者からすればそういうふうにはなっていないというのが全国の事例です。そして、あわせていいますと、これはやっているか、やっていないか、それが事業所の方でどうなのかというのは別にして、厚生労働省の通知、見解というのがありますよね。それは町として受けて、そしてそれは事業所に正確に伝えているかどうか、お伺いいたします。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。報酬改定等については、事業所に対しての説明が県等でされておりますので、十分周知はされているものと認識しております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。いや、そういう一般的なことじゃなくて、そのことでの生活援助の時間短縮によって影響が出ているというふうな話があって、そういうことのないようにとする通知です。受けているか、受けていないかだけで結構です。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。通知が来ているかどうかということの確認……、「確認しているかどうか。来たって見なければあれだから」の声あり

6 番（遠藤龍之君）はい。厚生労働省通知は平成24年度介護報酬改定に関するQ&Aということで、これは2012年の3月16日に通知されている内容なんです。この内容につきましては、利用者の意向を踏まえない時間短縮は不適切、これまでどおりの時間程度は可能であるという見解ですね。それを事業所の方でするかどうかは別なんですけれども、そうした通知はちゃんと介護保険者として通達しているかどうかということでもあります。ちなみに、これは自治体としては数少ないんですけども、そうした通知に従って対応している自治体もあるということですので、そういうのがあって、確認してやっているかどうかというのが私の質問です。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。適切にアセスメントを通しながらサービスが提供されるというふうに伺っておりますので、その分については通知をさせていた

だいております。いわゆるサービスを事業所が勝手に減らす、時間を減らすというような形ではなくて、きちんとその方の状況に応じた形で、ケアプランでサービスを提供しているというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。申しわけないんですけども、私の質問はそういう質問じゃないんですけども、その通知を受けて、それを確認したかどうかですね、まず。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。確認しております。

6番（遠藤龍之君）はい。そして、その指示は、自治体としてはそういう通知を受けて、見解を受けて、それをそれぞれ各事業所にそうした通知はなされていったのかどうかということです。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。ケアプランに基づいてサービスを提供するようにということでの説明はしております。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。ケアプランに基づきといたら、それはその指示に従ってのケアプランの作成なんですから、それは指示には当たらないですよ。

地域包括支援センター所長（渋谷美智子君）はい、議長。あくまでも意向を踏まえた上で時間を短縮して、いわゆるケアマネジャーの方できちんと説明した中で、利用者の状況も伺って時間の短縮を含めて行っているというふうな状況ですので。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。それは、この指示を、そうした見解を受けて、その見解に従って各事業所に伝わっているということで理解してよろしいんですよ。はい、わかりました。では、ただこれは余り強制すると、今度事業所の負担にもかかわるとということで非常に微妙な問題もありますので、その面も含めながら保険者としては対応していくことがいいのかなというふうに思います。

次、2点目なんですけど、施設の計画についてなんでありますが、このことにつきましては、先ほどの答弁の中で検討を進めていると、計画に従って、ということですが、どのような体制で検討を進めているのか、その体制についてお伺いいたします。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。体制というふうなお話でございましたけれども、保健福祉課の中に保険給付班というふうなものがございまして、それから包括支援センターという、これは実施側の部分ですね、なんかもございまして、私とそれらの職員等を合わせまして介護事業者の方とのいろいろなご協議、ご相談というふうなものは継続的にさせていただいているというふうな状況でございまして。

6番（遠藤龍之君）はい。具体的に聞いているので具体的な体制、だれと、だれというような…。

保健福祉課長（渡邊隆弘君）はい、議長。担当としましては、班長レベル、あるいは私、課長ですね、それから所長というふうなぐあいで、毎回ではございませんけれども、そのときの相談の内容等によりまして、なるべく上の方で対応できるような形をとってございまして。

6番（遠藤龍之君）はい。町長にお伺いします。この件につきましては、前期計画から進められていた、これは町全体の大きな、しかも事業計画にも含まれている、しかも今、こうした状況の中で求められている計画というふうには受け止めているんですが、ちょっと今の話では班長レベル、班長さんをどうのこうのという、そういう意味ではないんですけども、これ町全体の大きな事業として取り組むということに当たっての、じゃ今の体制レベルかというふうなことをちょっと感じますので、その辺の考え方について町長にお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。福祉施設絡みの検討の体制ということでございまして、確かに町内の

高齢化率の進展状況なり、施設に入居を希望される方の解消というふうなことに向けて一つの大きな課題であるというふうには受け止めております。

ご案内のとおり、震災前に旧坂元中学校跡地を活用しての施設整備なども計画しておいたわけですが、津波での避難所運営、避難所設置というふうなことで今、中学校跡地が使えないというふうなこと、これが一番大きな問題になっているわけですが、それと、当初この設備を予定しておりました町内の社会福祉法人が津波で大きな被害を受けたというふうな状況の中で、今この対応にちょっと苦慮している状況がございます。そういう法人としての体制の問題、そしてまた事業用地の確保という問題、これが大きなネックになっているというようなことでございます。

一方におきましては、施設整備に必要な国の制度、これにつきましては当初、平成23年度が最終年度というふうな制度の活用を終期があったわけですが、これらにつきましては、私どもも県、あるいは国に対して強く要請している中で、最近になりまして平成25年度も継続できる旨の連絡がございましたので、そういうようなことも念頭に置きながら、引き続き保健福祉課を中心として検討して、実現に向けて検討を進めてまいりたいというふうな考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そうなんです。せつかく平成25年度まで延ばされた。平成25年度で切れるわけですが、逆に。ここまで明確にしておかないと、その補助も受けられないということになるわけで、と、あとあわせて言いますけれども、先ほども言いましたように、この件については前にもお話がどこかであったかと思うんですが、待機者がどうのこうのとか、まだまだ、求めている人がまだいるという深刻な事態にあるという中で、急いで進めなければならない事業だと。しかも、山元町の場合は具体的にもう示されていたわけですね。それが震災ということで、こうした今頓挫しているような状況にあるわけですが、しかしながらそういう背景もあって、それもあったかどうかというのは確認していませんが、平成23年度であったのが平成25年度まで延びているという中で取り組まなければならない事業であると。その際に、なぜ体制を求めたかということ、これが班長レベルで対応し切れるような内容なのか。今の話を聞けば、とてもとても班長レベルで土地をどうするのかとか、何をどうするのかとかということまで判断できる、その検討の対象となれるのかどうか、班長レベルの体制では。これは私は外から見るとちょっと不安に思います。班長レベルの能力がどうのこうのということではなくてですね。これはやはりもう、これまでも当然進めてきた問題なんですから、やっぱり町として、行政の責任をきちっとさせながら取り組まなければならない事業だと思うんですが、その辺の考え方についていかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。町としましても、先ほどお答えしましたとおり、町の状況を踏まえたときには当然急がなくてはならない問題だという、そういうふうな基本的な認識でおるところでございますが、何せ、この予定している法人自体の体制が非常に弱体化しておりますし、場所の問題もなかなか悩ましい状況にあると。仮設住宅が建っている場所以外で適地を確保しなくてはならないという問題もございまして、そしてまたこの震災復興計画の中でも位置づけております宮城病院周辺地区における福祉・医療ゾーンの、これとの兼ね合いというふうなこともございまして、その推進体制、今の班長なりを中心としたところでどうかということもございまして、これはいろいろと担当セクションの方で、一義的には関係する法人といろいろ調整、情報化をしながら対応をして

いるということをごさいます、私も必要な場面になれば必要な対応はしていかななくてはならないというようなことで思っておりますし、これまでもいろいろ被災地の支援の一環として、被災を受けた福祉法人等への町外からのいろいろな支援の話なども来ております。そういうつなぎの話とかは私も一緒になって対応をしてきたりしておりますし、場所の確保についてもいろいろと直接、間接的に相談を受けたり、お話をしたりというようなことで進めてきておりますので、ちょっとその辺のタイミングを、最終的にどういうふうに調整していったらいいかというふうな問題もございまして、一方では、今までの法人の対応状況からして非常に厳しい側面もあるという中で、別な形での、別な法人からの類似したような計画の話などもちょうだいしておりますので、その辺の前後関係をよく見ながら、この話を実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。

6番（遠藤龍之君）はい。やめっかと思ったんですけども、今話を聞いて、また再び、だれがつくるんですか、この施設を。

町長（齋藤俊夫君）はい。今までお話ししている部分につきましては、基本的には法人の方でというふうなことでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうことでいいのかどうか。たまたま山元町の場合はそういった手を挙げた法人がやってきたと、取り組んできたということで、それに町が乗っかってやるというふうにこれまで、今話ではそう見えます。しかし、町でつくっている介護保険福祉事業、5期目の計画で町の計画として平成26年度にはもう実施するというふうになっているんですよ、平成25年度か。それはちゃんとそういった補助事業といいますか、それに合わせた、これは立派な、最も正確なあれなんですよ。それは、今は民間任せで、今ずっと話を聞いていますと民間任せなんですけれども、それに援助するという、立場が全く逆でない非常にその辺については行政の責任が非常に曖昧だというようなことが確認できました。この件については引き続き別な面で取り上げていきたいと思っております。しかしながら全く、言葉を選んで遣わないと、また反論が来るかと思っておりますが、それで余り、控えますが、非常に行政の責任は曖昧であるということを指摘しておいて、次に移ります。

次に、基金を崩しての保険料の引き下げですね。この件につきましては、震災の影響云々と書いてあります。そして、保険財政の安定的な運営と言っておりますが、私は非常にこの今の保険体制というのは安定しているというふうに見ているわけですが、もろもろの資料から見ましてですね。その基金についても、基金を取り崩して、基金も順調に伸びていると、国保と一緒にですね。本来ならば、ちょっと資料をあれしたんですが、3年計画で、3年後にはその基金がなくなるような計画をずっと立てているんですよ。まして、これまでの説明で言えば。ところが、今回、今回5期目で3回経験しているわけですが、その都度、基金だけは順調に確保されていると。ずっと低い利子の中で確保されているという状況が示された資料の中で確認できています。ということで聞けば非常に財政的には安定だという状況にあると。その資料から、あるいは町の説明を聞けば非常に安定した財政状況のもとで介護保険事業は進められているというふうに見られるわけですが、そして震災の影響、震災の影響につきましても、これは震災の影響を受けている財政的にはそれなりの国からの援助がありまして、特段町の保険財政を脅かしているというようなことも、これまでの資料等から確認すれば、あるいは町の説明から聞

けないんです。非常に安定しているんです。であるならば、この基金を取り崩して、すぐの、即介護保険料を改正するということが可能であると思うんですが、その辺の考え方について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。介護保険制度につきましては、国保もそうでございますけれども、一般的に保険制度、やはりより安定的な運営をするということが求められているというふうに理解しております。ですから、そのことをやはり基本にしながらの基金の運用というふうなことに努めていきたいなというふうに思っております。確かに見方によっては安定しているといえますか、その度合もいろいろ見方によりけりという部分はありますけれども、一方で今の介護保険が第5期に入って日も浅いという中で、平成25年度、平成26年度の向こう2年間のこの基金の運用というふうなことも念頭に置いた対応もしていかななくてはならないというふうなことでございますので、この期間における、伺っていますか、保険料の余り変化のない形で運用していかななくてはならないのかなというふうにご考えているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。町長は全然、全然と言うとまたあれですから、あんまり事情、現状をよくつかんでおられないなど、保険者でありながら、そのような今の答弁で受け止めました。安定しているんですよ。もうその都度、額では1億何千万円、1億2,000万円だと、その都度ですよ。それこそ右肩上がりです上がっているんです、基金保有高につきましては。そういう意味では非常に安定している。そしてまた、国保と違って、さらに明確な性格を持っているんですけれども、介護保険の基金というのは、これはすべて被保険者のものなんです。国には返還するんですか、余ったら、介護保険の場合に。ところが、被保険者には返さないで後生大事にためておくという、そういう性質のものなんです。本来ならば返さなくてはならない。それを3年間の事業者の都合といいますか、それもまさにその事業者にとっての安定した運営ということで、それをまず財源として取っておいて、何かあったときにはそれを使いましょうというふうなことだと思っておりますけれども、そういう性格のものでないんですよ、これは。時間がなかったのでちょっと町長のそういった認識を確認できたと、これはもう今すぐにでも基金を取り崩して保険料の改正というのはできる状況にはあると。しかしながら、町のご考えでそれはしないということが確認されたということで、これはまた時間があれば、また戻りたいと思っておりますが、次の質問に移ります。

次は、復興財源についてでありますね。この復興財源、先ほどの説明の確認からでございますと、平野復興大臣が増額する方針であるということであったが、それはまだ選挙前の話であって、今でもその辺の動向についてはどう、その変化後について町長としてこの件についてどう、今現在思われているかどうか、伺います。今もそう思っておられるかどうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに政権が変わった中で、民主党政権の中での担当大臣の発言というふうなことでございますが、これについては、被災地からの強い要望、思いを受けて一定の方針、方向性が示されたものというふうに思っておりますので、仮にといいいますか、もう現に政権かわっておりますけれども、復興庁自体も継続されているわけでございますので、私はそう大きな変化はないんじゃないかなと。むしろ、さらに上積みを目指したいなというふうに思っているところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういう強い姿勢で、今後も国・県について働きかけていただきたい



と思います。

今の話も含めてなんですが、今現在の復興財源、どのような現状になっているか、どのように認識されておるか、お伺いいたします。国全体の復興予算、復興財源が今どのような状況にあるか。町長の認識でいいです。

町長（齋藤俊夫君）はい。国全体としての復興財源に関してということでございますが、いろいろ巷間言われているように、本来の目的以外の用途というふうな大変残念な問題もございしますが、基本的には各被災自治体の方で、それぞれの段階で計画の進捗状況に合わせた申請をしておりますので、一定の理解の上にそういうふうな交付金が配分されているのかなというふうに思っております。一つ一つの事業で見れば、それは多少なりとも不満な側面がないわけではございませんけれども、全体として見れば、それぞれの進捗に合わせて、おおむね適切に配分されているんじゃないのかなというふうに思っております。問題は、復興集中期間を過ぎたあたりでどういうふうな国全体の支援のスキームが再構築されていくのか、その辺がちょっとまだ、これからの問題でございますので、そちらの方にも注視していかなくてはならない。今のお尋ねは、まずは当面の問題というふうなことだと思いますけれども、そんなふう考えております。

6番（遠藤龍之君）はい。町長、この説明の中でも国の動向を注視ということ強調されているわけですが、今、国の動向、そういう意味で今確認したんですが、あと聞き方がちょっと不足していたかなとも思いますので改めて伺いますが、今、国で予定されている復興財源の残額、どのくらいあるかはお存知でしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今、具体的な数字は押さえておりません。

6番（遠藤龍之君）はい。国の動向を注視しているというふうになれば、こういったところまで注視してほしいものなんですが、今示されているのは19兆円、5年間で19兆円というのはご存じですよ。そのうち、もう既に17兆円、18兆円近くが使われているんです。その中に先ほど町長が言いましたね、災害被災地と関係ない流用とか無駄な浪費、そんな表現で、あるいはにぎわした部分があるんですが、内訳を見ますと、第1次補正で4兆円、2次補正で2兆円、3次補正で約11兆8,000億円、それで17から18兆円はもう既に決まっているんです。使われているという表現がもう我々には伝わってくるんですが、19兆円のうちもう17から18兆円が決まっている、あるいはもう既に使われているとなると、今後、今の話にもありましたが、山元町はこれからが正念場といいますか、のときに今のこの国の財政事情を見たときに、果たして我々は安心していただけるのかどうかということなんですが、その辺は私の取り上げた今の数字なんですが、もしこれが正確な数字であったとするならば、町長はどのような今後の取り組み姿勢といいますか、考え、まずその辺の感想についてお伺いします。それが正確な数字であったとするならば、町長、どのようなお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほど遠藤議員からご照会いただいた全体の復興集中期間における19兆円の使いみちといいますか、具体の執行状況ということなんですが、必ずしも、まだ17兆何がしかは具体的に配分されているというふうな状況にはなっていないというふうには理解するわけでございますけれども、いずれにしても相当な割合の交付金が、ある程度行き先が、ほぼ決まりつつあるというようなことでございますので、被災地の立場からすれば、まだまだこの先の話もありますし、本格的な復興に向けては平成25年度、平成26年度、平成27年度と続くわけでございますので、そこに向けてまず十分

な財源を確保していかななくてはならないということでございますので、これは被災市町、あるいは県とも十分な連携を図る中で、新政権に対して、さらにこの19兆円の上積みというふうなものを要望していかななくてはならないのかなというふうに考えてございます。

6番（遠藤龍之君）はい。何かその辺でごちゃごちゃ言っていたようなんですけれども、その配分がどうのこうのと、これはもし私の言った数値が不正確なものであれば、わかっている方、伝えていただいて結構なんですけど、もしそれが、まだ使っていないけれども、まだ残っているんだということであるならば、それも明確にしていれば安心感、特に被災自治体としては、まだ安心、将来、まだ大丈夫かなというものが持てるんですが、そういう気持ちを持てるんですが、今伝えられているところでは、もう大体、この十……、去年の話ですからね、決まって、それからどんどんもう使われて、それでその無駄、流用というのが最近明らかになって、それが問題になったという、もう使われているんですよ。というふうな受け止め方です。もし、しかしながらあの復興交付金が例えば10億円、17兆円のうちの10億円は、復興交付金に10億円は、ここに10億円があって、そしてその10億円はちゃんとまだ財源として残しておいて、まだ地方にはやっていないけれども、そのくらい残して、まだあるんですよというような話であるならば、もしその辺が正確なところがあるならば伝えてほしいと思います。わからなければ、わからないでいいんですけれども。

副町長（成田隆一君）はい。数字的には私もきちっと捉えてはございませんけれども、19兆円はこれはもう予算決定されていまして、確かに18兆円というものが復興の方に回っておりますけれども、現実に現段階では各省庁、国交省、それから農水省、それぞれが予算配分を持っていまして、それと復興庁の方は、その執行に関して今、留保しているというふうなところで、正確な数字はちょっと私もあれですので数字はちょっと出すことはできませんけれども、少なくとも18兆円が全部配分されているというふうなことではなく、それはそれぞれの省庁にまだ留保されておりますので、各都道府県、市町村に配分されていない部分がまだございますので、そこには財源として留保されているというふうなことでご理解いただきたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。全く安心していいのかなというふうに、今の説明をそのまま受け取れば安心していいのかなというふうに思いますが、しかし、言われていますように、その辺が曖昧というか、明確になっていない。何に使っていいかわからない、逆に。だから、まさに今言った各省庁が、それで使いみちがわからなくて、せっかくこのくらい金もらったんだけど使い道がわからなくて、こういうのをさ使っている、自衛隊の何だ、風呂場の改修に使ったりとか、そういう話があるんです。霞ヶ関の耐震工事化って、今直接関係ないところで金が使われているとか。それが問題になっているんですよ。そういうことなんです。だから、本来ならばそういうのも、今、被災地は本当に金がないということで動いていない部分もあるんですから、まだまだ足りないんです。先ほど来ずっと出ています独自支援、この支援の対象から外された部分をどうするのかということでは各自治体は本当に悩んでいるんです、みんな、皆さんも含めて。そういう中で、そういう使い方を、もう本当に被災地からちゃんとまともな、まともに使えということもいっつも、そしてその財源は我々の税金で構成されているわけですから、これから私たち、平成25年間、所得税、何パーセント払わない、住民税、10年間払わない、払わなく

ていって、それはそういう貴重な、そういうところに使うんですから、これは積極的にはあれですけども。しかしながら、そういう財源ですから、本当に真剣に詰めていかなければいけない、国に対して。国、本当に使い方、こんなことを言うと国に対してごしゃかれるかもわからないけれども。いや、そういう使われ方を見ると、まさにそういうことなんですよ。そうすると、17兆円が、19兆円がそういう形で、あと何だ、国際防衛、何だ、そういうのに2兆円が、もう1兆円は使っているとか、直接の被災地とかかわりないところに。そういう貴重な19兆円がそういう形で使われている。その結果、我々の本来来てもいいものが来なくて、皆さんいろいろ苦労しているというのが現状なんですよ。というふうにですよ。

そういう中で国の動向を注視してというような表現といたしますか、町の姿勢があったものですから、どこまで国の動向というのをつかんでいるのかなというような意味で今、確認したところであります。そういった認識だったということで、しかしながら、これは今後さらに、そういう動きをつかんで、そしてもう本当に、むしり取ると言う表現は悪いんですけども、これは当然必要な、自治体にとっては、被災自治体にとっては必要な財源ですから、そしてそういうのがあれば、本当にその対象から外れた人の財源にも、その対象にもなると。それは働きかけ次第なんですけど、ということがありますので、その辺についてはさらにこの注視の目を強くして、そしてまともな復興財源の使われ方をされるように国の動向を注視していただきたいと思います。

それに関連してなんですけど、では、今、こういう財源の事情の中で山元町が今後残されている事業費の関係、どのくらいあるのかというのを示していただきたいと思います。

震災復興企画課長（鈴木光晴君）はい。ただいま山元町の復興交付金ベースで考えております金額につきましては、第4次の配分額でもって事業費ベースで509億円、国費ベースで約416億円というような事業費ベースとなっております。執行、先般も議会の方にも行動計画等で示させていただきましたが、当初3,000億円等と言われていた事業費でございますけれども、精度を上げていった際に二千数百億というような数字だったと思うんですが、いわゆるその残額分の一千数百億円分が執行残として残っているというような状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。そういう意味では、その辺は一致しているかなと。ただ、その一千数百億円というのはちょっと、もっとその辺も精度を高めて、一千数百億円と1,900億円では相当な違いが生まれてくるので、そのことによって事業の遅れというものを来してはならないと思うんです。その辺もやっぱり国の動向を注視しながら、やっぱり町の方の財源確保というのは常にやっぱり念頭に置いて取り組んでいかないと、事業そのものはいろいろ取り上げられますけれども、それを保障するものがなければ前に進まない、あるいはその財源を調達するために、本来この計画が決まって、あしたからできるよという、そこまで計画も確立されているのに、金がないということで一歩も踏み出せないということになるような事態は避けなければならないと。そういう意味で、その財源の行方というのは本当に慎重にといいますか、真剣に、常に真剣だとは思いますが、その辺もさらに精度を高めて動向を注視しながら対応をしていくべきかというふうに思いますが、その辺の考えについて、町長、お伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。必要な財源の確保につきましては、今遠藤議員おっしゃるとおりでございます。今までいろいろご指摘いただいた一般的なそういった再建なり、産業再建

なり、安心・安全なまちづくりに対する交付金の確保というもの、そして、あわせて、きのう齋藤議員からもお話をいただいたように、まちづくりの核となる行政支出等につきましても優先順位を間違わない中で、やはりタイムリーにその財源が使える中で執行していけるような、そういう対応をしていかななくてはならないのかなというふうに思っておりますので、引き続き議会ともども必要な財源確保に向けまして汗を流していきたいなというふうに思います。

6番（遠藤龍之君）はい。そういうことで進めていただきたいと思います。

次に、基金の問題なんですが、基金の件なんですが、先ほどお答えいただいたわけですが、この基金の使い道も非常に大事なんですね。非常に足りない、足りないというか、今言った前の話で、もっと国が手厚いそうした考えがあれば、この辺ももっと手厚くなるのかなというふうに思うわけですが、しかしながら現実はどういうふうな状況、そんな中でこの使いみちというのは非常に大切になってくるわけですが、どうもこの基金についての取り扱いが非常に見えてこないといいますか、いろいろなここに突っ込んでしまって、これはややもすると、いっぱい口座をつくって、口座というか、目的をつくってしまった。本来目的があつてだめなんです、つくってしまって、何かそっちに、今、流用という言葉は使いたくないんですが、今世間ではやっていますから。今の状況だとそういうのがちょっと頭に残るかなということがあるので、その辺、ちょっともっと明確に示したほうがいいのではないかなというふうに思うんですが。本来ならば、この基金は何回もここで確認しているんですが、何にでも使ってもいいというような内容で設置されたと思うんですが、そしてあの復興財源、国の方針もそういう形で県に流して、そして県からこっちに流れてきているというやつ、そこに被災住民は非常に期待しているんですが、何かその辺の使われ方が見えてこない、将来の安心感にもつながらないという状況があるので、改めてここで確認したいなという思いがあります。今回の補正の中でも義務的経費と――は、そこは何か突っ込んであつて、あと、その前には農業のが入っていたり、その辺はちゃんと帳簿、きちつとしていっぺから、農業に限ってはここからの流用というのはないとは思いますが、しかし、実際住民から見ると何か、そして、しかもまだ使われていないということからすると、何か不安が、懸念が、不安が生まれているので、その辺を明確にしていきたいと思うんですが、その辺の考え方というか、現状と考え方について伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。この基金の、震災復興基金の用途ということですが、先ほどもお答えしましたとおり、被災された方々の生活再建に向けては、国の方では個人の財産形成に一定の限界があるというふうなことでございますので、その辺は意識して、県を通じて被災自治体が運用しやすい形をとることができたのかなというふうに考えておりますので、基本的には被災者の生活再建に向けた、国の補助対象外の部分にこれを措置したいというのが基本的な方向でございますし、当町の被災規模からしますと、大半がこちらの方に充当せざるを得ない、あるいは一部、特別委員会でもお話ししてありますとおり、この金額だけでも若干足りないような形もございますので、そういうことでの町としての使い道をはっきりした形で今、念頭に置いて検討しているというようなことでご理解を賜りたいなというふうに思います。

なお、基金全体の運用の状況なり考え方については、企画財政課長の方から若干補足をさせていただきますというふうに思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。ご指摘ありました各、さまざまな幾つかの基金が確かに復興基金の中には計上されてございます。しかし、そこにつきましては、いわゆる区分経理ということで、しっかり分けて計上してございますので、片方の基金から片方に流用ということはないということをご理解いただければと思います。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その辺は信頼して、ぜひそのような使わせ方をして、あと積極的にやっぱり運用していただきたいというふうに思います。

あと、あわせまして、今町長も話が出ましたし、あといろいろ、この基金を活用してやる内容については先ほども伝えられているわけですが、それをいろいろと足していくと本当に全く足りないと、示されたものなだけけれども足りないのではないのかなというふうに思われます。しかしながら、やっぱりそういう使い方をしないと、今困っている人たちがまだまだ残っている。さらに、そういう人たちは、何回も言うようですが、この間もずっと出ているんですが、そういう制度のはざまと申しますか、もう対象にならない方々というのはまだまだいるわけです。やっぱりその辺のことは強く、先ほどの流用の問題、国のそういう実態もある中で、本当にまだまだ大変なんだということを本当に真剣になって、やっぱり訴えると。今度政権もかわったことですし、その辺は十分期待できるのかなと私は思いたいんですが、やっぱりこの辺は本当にもう山元町に1,000億円あったら、もう何でもできる。1,000億円くらい簡単に流用しているわけだから、国で、あの必要のないところに。その辺は本当に被災地のその思い、本当に被災者の心に寄り添って、これは町長も当然言っていることなんです。それをやっぱり体であらわす。そういうことをぜひ求めたいわけですが、そして本当に実現に至るまで、これは横のつながりを持って、横のつながりというのは被災地ですね、県北では何町か合わさって、そしてグループ、団体で交渉に当たっていると、やっぱりそういう姿も見せていかなければならないと、この仙南地域でも。そういう姿を見れば、今現実にその実現はしなくても、そういう皆さんの姿を見れば被災者の皆さんは何ぼかの安心感はあるかということのようなものになると思うんです。そして、そういうふうになれば、やっぱりそこで信頼関係ができれば、被災者と、あと執行者と力を合わせれば1足す2が2でない、3でも4でもなる、こんなのどこでも出てくるたえなんです、そういうこともありますので、ぜひその辺の強い姿勢でこの財源確保ということについては臨んでいただきたいというふうにまず求めておきます。

町長（齋藤俊夫君）はい。震災復興に対する予算の絡み、これについては民主党政権の中でも一定の対応はしてもらったというふうには思いますけれども、さらに新政権の中でも、さらに被災地のことを一層理解してもらおう中で、さらなる支援をしていただけるものと期待しておりますし、我々も、市町も村井知事と一体となって国に働きかける、体制的にも非常に県の方も、知事の方もやりやすくなったんじゃないかなというふうに思いますので、力を合わせながら、さらなる被災地支援のための必要な予算の確保に向けて鋭意取り組んでまいりたいというふうに考えております。

---

議長（阿部 均君）この際暫時休憩いたします。再開は2時20分といたします。

午後2時11分 休憩

---

午後2時20分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。次、債務負担行為への対応について伺います。

先ほど答弁いただいたわけですが、この行為について、もろもろ理由があって対応しているということではありますが、その採用の仕方、活用の仕方といいますか、私、これ1番も、1点も2点も共通するので一緒くたにしてお伺いするんですが、一つは、債務負担行為とした場合に契約、もろもろの事業であるならば契約に至るまでの経緯において議会とのかかわりというのはどうなっているのか、その辺についてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。この関係につきましては、企画財政課長の方からちょっとお答えをさせていただきたいというふうに思います。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。今回、いわゆる契約額につきましては、地方自治法上の、地方自治法第96条の規定に基づきまして、第5号でございますが、一定額以上の契約につきましては議会の議決を要するという規定がございます。それに基づきまして、一般的にはそれぞれの請負であれば5,000万円以上、通常の物品の購入であれば700万円以上といったものについて議会の承認を得るということと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい。具体的に聞いているので具体的に答えていただきたいんですが、具体的には、例えばそのために、そのためにと言うとおかしいんですが、町民バス事業費についての対応ということについてもお伺いしているんですが、議会が債務負担行為までは確かにありました、当初予算などに。その際の説明がどうであったのかということもありますが、それはおいおい確認していきたいと思うんですが、私たちは、その債務負担行為を一旦認めてしまうと、その後の経緯がどうなっているかわからないで、もう事後報告的にこういう契約をしました。先ほどの一般事業もそうなんですが、そんなような混乱があって、いろいろな疑問、不透明さに対する疑問等々が出てきているのかなと、私もそういう見方をしているわけですが、ということがあるもので、この議会とのかかわりというのはどうなっているのというふうに聞いたんですが、ですから、もう一旦、債務負担行為、あの1行で事業と期限と限度額だけ認めれば、その事業の内容も何もわからないままで私は結果として認めるような形になってしまうんですね。あの経緯から、少なくとも経緯からしますと。今回のCMについても何かそのようなのがちょっと見え見えしてくるというようなことで取り上げたんですが、その辺での議会のかかわり、関係というのはどうなのかということでお伺いしているんですけども。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。議員ご指摘のとおり、この債務負担につきましては、平成24年当初予算で計上してございます。その後に総務企画常任委員会、総務民生常任委員会ですか、こちらの方でプロポーザル方式で行いますということ、こちらの方からご報告させていただいております。その後、契約行為に入っているというところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。私、総務民生常任委員ですが、今の何の説明、町民バスの説明なのか、コンストラクション、どっちの説明なのか、とりあえずではなくて、具体的にいったら町民バスについて聞いていたんですが、いいです。いいですというか、はっきり言えば、言わせてもらえば、議会側として言わせれば、中身、とにかく町民バスの場合には契約、2億円もの契約をすると、それがまた業務委託は違うんだとかなんとかということがあ

りまして、何かますます我々は遠いところに追いやられているのかななんて思うんですが、そういう重要な事業も、というのはあるんですが、そういう経緯など、結果として町民バスについても決まった後に我々に知らせて終わってしまう、CMも多分そういうふうになるのかなというふうなことがあるもので、議会との関係がどうなんだということをもっと明確に示していただきたいということなんです。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。町民バス事業の契約につきましては、もう一度申し上げますが、当初予算で債務負担行為を設定いたしまして、平成24年度予算については当初予算で計上してございました。まずそれがスタートでございます。その後に契約をする、プロポーザルを行う段階で、バス事業につきまして総務民生常任委員会の方にご報告という形でお話をしております。その後、プロポーザル契約ということで行いまして、その後、これも総務民生常任委員会の方の所管事務調査がございまして、そちらの方でご報告しているというのが大まかな具体的な経緯でございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。その際の、私も受けました。その場合には、もう決まった後なんですよ、説明を受けているのは、その総務常任委員会ですよ。それでもろもろ、点数が何ぼとか、評価点が何ぼとかというのを聞いて、そこで初めてわかるという、私の場合はですよ。ほかの連中はどうだったのかという、その前の、さらにその前にそういう説明があつて、今度こういう……、のがあつたかもわかりませんが、そして、あつたっていいんだ。ただ、その場面に出会えない、チェックできない。例えばプロポーザル方式でやる、私もちょっとその辺、認識が甘かったんですが、その契約の段階でそのことは指摘し、態度は決められるだろうというふうなあれだったんですが、もうそれはもう既に決まって、形もこうなったんだと。そして、その経緯も何もわからないままに、経緯というのは、その4社がそれぞれ辞退してとかなんとか、それはその後の説明で、そこで初めてわかったということなんです。その前にいろいろバスについては、確かにさっきも出てきました、あとその前にも出ていました、あと総務民生常任委員会でもろもろ指摘した部分があるかと思うんですが、その辺が決まる前にそういうことは本来されなければ、されなけれどというか、議会の立場ですよ。ということがあるもので、だから本来の債務負担行為で行う場合に、じゃその辺、議会との関係はどうなのっしょということを確認しているんですが、ちょっとわからない、聞いてもわからないですから、そこにはだから問題があるという立場で私、聞いているんですよ。今度のコンストラクション、CM、これにつきましても、これはもうますますわからなくなってくるんですが、これはもう当初予算で計上されているんですね、CM料なんて。四千何万、そして補正1回やって、それで今回もまた補正で出てきているんですが、ちょっとそっちの方が知っているから、そっちの方でちょっと説明していただきたいんですが。そして、CMについては、今現時点ではもう契約したのか、公募型でやるとかなんとかというのは聞いています。もう契約したのかどうかも含めて、この経緯についてお伺いします。

副町長（平間英博君）はい。CM業務の部分については、担当の方から改めてご説明申し上げます。

議会等の事業の執行の部分について、先ほど企画財政課長からの説明に補足させていただきます。

債務負担行為をとる部分についても、執行部として議会の皆さん方への説明の機会としては、まず予算をお認めいただくという部分がまず一つございまして、その段階での説明の機会がまずあります。それから、それについて債務負担行為をとって行うという

場面で債務負担についてのご審議、説明の機会が基本的にはあるものと。ただ、契約そのものについては、先ほど担当課長がご説明したように、工事請負、あるいは物品について一定の額以上のものについて単体の契約行為についてお諮りすると。ただ、なかなかそれぞれの場面だけで不十分な面もあるかということで、それぞれの執行の部分で特に大きいものについては、内容的なものも勘案しながら、できれば執行部として常任委員会の中で事業のその都度都度にご説明をして、ご理解を得るべく努力してきているつもりではございました。

町民バスについても、プロポーザルで公募をかける前の段階でも常任委員会でご説明したつもりでございまして、その後、プロポーザルを実施した後、業者が確定したということについてもご説明の機会を持ったところではございました。あと、現在、プロポーザルで公募をして、来年契約を結ぶために今準備を進めている部分でいいますと、学校給食の業務委託、こちらも同様にプロポーザルで業者を選定すべく今、作業をしている段階でございますが、これについても関係の常任委員会には今の取り組みのところもご説明してきたつもりでございました。なお、今後の部分についても極力、常任委員会の開催の機会を捉えて十分な説明をしていくべく努力したいと思っております。

CM業務について、今の状況を担当課長の方からご説明申し上げたいと思います。

6番（遠藤龍之君）はい。いや、忘れてしまうから、それは後で答えてもらおうと。

今の話なんです、ですよ。契約の場面には我々タッチできないというところが大きな問題なんです。だって、一番最初に出てくる債務負担行為の中でどれだけの説明が、そこで説明がなければ我々は判断できません。当初でバスだったらバス、あのCMだって今回の補正で、今回はそういう説明あるかと思うんですけども。そこで明確な理由、目的から、それから工事内容、工事内容って、バスだったらこういう内容でやりますというのを3月時点で示してもらわなければ私たちは判断できないんです。債務負担行為では、ただ期限とその上限とあるけれども、決めるだけでしょう、あの当時を見ればですよ。その後説明あったって、それをもう通してしまえば、あとそっちでと言うとおかしいけれども、だからその後に契約があれば、そこで対応できる、普通だったらあるんですけども、それがバスにしてもこれにしてもない。あのCMについても。そうすると、おれたちはもう認めた以上、それと文句というか、いろいろなチェックができないんですよ、形として、流れとして。そこにだから問題がある。だから、安易な債務負担の対応は慎むべきだというのは、こういうところから考えがあるんですから、私は勝手に。我々チェックする場面ないんですよ、今の流れからいって。だったらば、その当初、債務負担で提案するときに、そこまでの内容を示していただかないと私たち判断できない。これはバスでも確認されていることなんです、検証されていることなんですけれども、そういうことなんです、債務負担行為の対応というのは。事務手続ききちっとやっています、報告していると言ったって、もう決まったことを報告されているようなものですよ、ここについて、詳しい報告。それはおかしいんでないか、それはだめなんでないかという、議会は今度態度を決めなければいけない、もう決まったことなのに。という流れなんです。ですから、私はこれは安易に、しかも今回は15億円、町の当初のバスの場合には3億6,000万円、それが2億6,000万円になったから、よく考えると、このくらい使う気だったんだという、こんなことを言うとあれなんですけれども、そうすると公募して建てたところから何ぼでも追っかけられる、ぶっかけられる、



それを1億6,000万円だか1億7,000万円だから、町の方では3億6,000万円と設定したのが、これではできないんでないのというようなこともあるのかなというふうも思うんですが、そういうことが議会としては述べられない、意見、そういう様式なんですよ、町長。ですから、議会を通した、説明したと言っても、我々は本来の意味のチェック機能は果たせていない、そういうやり方でやられるならば。そういう問題なんです、これは考え方ですから、町長にそういうやり方について、どう思われるのか、お伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい。我々のご案内のとおり、地方自治法をベースにしながら制度にのっとってというふうなのが、これは言わずもがなの話でございますけれども、今の仕組みの中では、これまでそれぞれご説明してきましたとおり、要所、要所の中で、それぞれのタイミングの中で一定のご説明をし、ご理解をいただく中でこの債務負担に係る事務事業を遂行をしていると、やっぱりしなくてはならないというふうな立場でございます。問題は、それぞれの場面でどの程度の情報、状況を共有していただけるかということだと思っておりますので、基本的には少しでも丁寧な、詳細な説明ができるように、その都度、私どもとしても努力していかなくてはならないのかなというふうには思うところでございます。

6番（遠藤龍之君）はい。私たち、今の説明は一様に一般的で、ちょっとよくのみ込めない。決める前に議会を通していただく必要があるということでの考え方なんです。しかし、債務負担行為でやれば、それは抜かすことができるという今実態があるんですが、その地方税、そのことについての考え方はどうなのかと。

副町長（平間英博君）はい。議会に対する十分な説明というご質問というか、ご指摘として承りました。町長、着任してから、従来の議会への説明の部分といたしまして、新たに予算の附属説明書を作成して、数字だけじゃなくて、その内容についても議員の方にご理解いただけるように昨年度から新たな取り組みをさせていただいたところでございました。今回は債務負担という部分ではございますが、債務負担を計上する際、あるいはそれと一緒に、あるいは前後して予算についても提案させていただいているところでございましたので、逆に予算の説明資料の中で、これは債務負担によって行うものというような説明も加えたような、議会の皆さんにご理解いただくような仕様にきちんと定めて、予算をお認めいただく部分についての丁寧な説明とあわせて、それを債務負担によって行うかどうか、そこら辺についても触れさせていただいて、議員の皆さんのご理解を得るべく、これから取り組ませていただきたいなど、事務的にはそういうふうさせていただこうと考えております。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。CM業務に関する予算措置等についてお答えをいたします。

まず、今年度の当初予算については、計上をしておりません。今年度の当初については予算計上はしておりません。というのは、国・県の新たなCM方式、一括発注方式ということで、いろいろ情報提供をいただいた中で、この方式を採用しようということを決定いたしましたので、年度途中からこちらをやっていくということになりましたので、「復興事業総合マネジメント事業関係業務委託料4,800万円というのは何なの、当初で載っているやつで」の声あり）

当初で載っているそちらの方につきましては、全体の事業計画の予備というか、概略

設計ということで、もっとCM業務というような具体の事業に即したのではなくて、全体の構想を取りまとめていく。さまざまな事業が今想定されておりますので、その辺の整合性をとっていくというような形の業務になります。したがって、復興整備計画に書かれているものをこれから具現化していくのに当たって、データの整理であるとか、それから予算申請の基礎資料をつくるとか、そういうような部分をやっているのがそちらのマネジメント業務の方になります。続けてよろしいですか、CMの方。（「どうぞ」の声あり）

それで、当初予算の方には載せておりませんので、こちらの方の業務発注をしていきたいということで、今回の12月補正の中で予算計上の方をさせていただいております。議会の方につきましては、10月の委員会の際に、CM業務という発注方式を行いたいこと、それからその具体内容ということで、地方整備局の方も呼びをして、その内容等々をいろいろご説明をさせていただいているところです。

今回、かなり業務の内容が多岐にわたっておりまして、金額も15億円ということでかなり大型の業務になるんですが、その半分近くについては実際に現地の確認をしていくというような監督業務、そういう部分の本当にかかる人夫の部分の積み上げ、さらには測量であるとか、一部設計業務等も含めて総額15億円という形になっております。これらの業務内容につきましても、前回、委員会の中では一旦ご説明をしておるところですが、内容としてはかなり細かく積み上がっておりまして、それらの実人夫を積み上げた中で15億円というような大型の業務委託になっているというところがございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。契約は終わったんですか。というのと、あと15億円の中身というのは人件費ってあなたが言ったんですからね、その説明会の際に。そして、私は15億円もそんなにかかるのかということで、かかるんですというようなことを特別委員会の発言では言っています。まず契約したのかどうかと、今の説明についてお願いします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。今現在、プロポーザルとして技術提案書をいただいているというような状況です。これから評価をして、選定自体も議会終了後、それから指名する地区を出して契約行為に入っていくって、実際の契約は1月中旬ぐらいになろうかと、あっ、下旬近くですね、になろうかと思えます。以上です。（「あと人件費、15億円のうちの」の声あり）

失礼しました。こちらの業務につきましては、監督業務であったり、設計業務という形になりますので、内容的には、ほぼ人件費となります。ただ、当然設計業務等には技術経費等、そのような諸経費も積み上がりますので、すべてが、例えば1人当たりの単価、1日単価で割り返して何人という形にはならないんですが、ほぼ人件費を積み上げた形でこのような金額になるというところがございます。

6番（遠藤龍之君）はい。契約する段階では、これは議決要件ではないんだよね。その辺の確認をします。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。今回の業務につきましては、業務委託ということで、議決案件には該当いたしません。

6番（遠藤龍之君）はい。こういう15億円もの多額な事業を決める際に議会の態度が示されないということになるんです、町長、こんな重要な、それはバスのときも同じです、バスも3億6,000万円のタッチできなかったと。そういう議会と執行部の提案の仕方に

対してどのような考えをお持ちになるか、お伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。お答えいたします。確かに今回の震災で工事請負費のみならず業務委託の方も、山元町がこれまで経験したことのない事業規模、業務内容でいろいろ契約せざるを得ない状況になっているというようなことがまず一つ大きな問題でございます。私も、特別委員会で申し上げましたとおり、今の自治法のこういう規定が必ずしも想定された範囲を超えているんじゃないのかなというふうに思っております。ただ、これは全国的な問題でもございますので、今すぐにこの制度を改正するというわけにはいきませんが、個人的にはそういうふうな遠藤議員同様、疑問は持っております。執行部としては、先ほどもお答えしましたとおり、今の自治法の諸規定にのっとなって粛々というふうなのが基本になりますが、そうはいいまして、議会の皆様方に少しでもご理解いただく中でもろもろの事業を執行していかなくてはならないというようなことでありますので、努めて、わかりやすい形でのご説明に努めてまいりたいというふうに思うところでございます。

なお、先ほど副町長からもお答えしましたとおり、我々としては、多分、他の県内の市町村にはないぐらいの一定の附属資料なり、条例の議案の簡単なわかりやすい別添資料等も用意しながら議会の皆様にご理解をいただくような、そういう努力もしてきているというようなこともひとつよろしくご理解をいただきまして、我々もさらに必要な部分の対応には努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を終わります。

---

議 長（阿部 均君）3番渡邊 計君の質問を許します。渡邊 計君、登壇願います。

3番（渡邊 計君）はい。3番渡邊でございます。平成24年第4回の定例会におきまして一般質問させていただきます。

防災行政無線システムについて伺います。10日ほど前の12月の7日、夕方の地震で津波警報が発令されました。そのときに限らず、防災無線は、常にといいいますか、最初だけはよく聞こえるんです。途中から何を言っているのか、共鳴と反響といいいますか、それでよく聞き取れない。7日の日は車のNHKのラジオ、それで対応したんですが、防災無線が聞き取りにくい、いわゆる難聴地域の解消を図る対策は講じられないものかと。以前に希望する各家庭に戸別受信機の設置を検討することを要望しましたが、その後いかなっているのかなと。冬の寒い時期、雨のときや大風のときなど、外に出て放送を聞くのは大変なんです。それで、常時電源が入っている戸別受信機を希望する各家庭に配置できないものなのかと。この辺のまず意見を伺いたいと思います。

次に、去る12月の3日、Jアラートと呼ばれる全国瞬時警報システムの試験放送時にふぐあいが生じたとの新聞報道がありました。その後、切りかえの操作ミスであったと報告がありました。操作ミスとは業者によるものなのか、担当者によるものなのか。常に切りかえておかなければJアラートの意味がないのではないかと。そしてまた、操作できる担当者は何人いるのか。操作に関しては何人かで共有するようにすべきと思うが、いかなるものか。これに対する今後の対策は。

以上の観点から、次の2点についてお伺いいたします。

難聴地域への対策、2番目にふぐあいの対応について。以上でございます。ご回答を

お願いします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。渡邊 計議員の防災行政無線システムについてのご質問にお答えいたします。

初めに、1点目、難聴地域への対策についてですが、町では現在、施工中の防災行政無線の復旧工事にあわせ、各行政区や仮設住宅からの要望をもとに、専門業者による音響伝搬調査を行い、その結果等を参考にしながら、防災行政無線の難聴地域の解消に努めているところでございます。

しかし、防災行政無線は屋外では聞き取りやすい反面、風雨等の気象条件や気密性の高い現代の住宅事情等から、町民の皆様に対し十分に放送を伝えることは難しく、有事における万全な情報伝達手段ではないと認識しております。

このため、非常時における緊急放送については、これまでの防災行政無線での放送伝達に加え、地域エフエム放送局「りんごラジオ」による防災情報や個人の携帯電話を介した「エリアメール」等を難聴地域の解消に対する取り組みに位置づけ、情報伝達手段の多様化・多重化に努めているところであります。

なお、エリアメールについては、平成24年3月7日に導入し、これまで2回実践しておりますが、去る12月7日に発表された津波警報の際には、町から町民の皆様へ緊急情報をスムーズに発信できるなど、エリアメールの機能を発揮できたものと受け止めております。

次に、2点目、ふぐあいの対応に係る職員の操作方法の習得についてですが、12月3日の全国瞬時警報システム「Jアラート」を活用した緊急地震速報訓練を実施した際、気象庁からの訓練情報は、危機管理室内にあるJアラートの画面では正常な受信を示すメッセージが確認できたものの、防災行政無線屋外拡声子局からの放送が不調となり、町民の皆様にご心配とご迷惑をおかけしたところであります。

このことを受け、直ちにJアラートの保守業者に原因究明を依頼し、調査を行ったところ、Jアラート本体までの導通が確認できたことからJアラート設備自体には問題はなく、訓練に向けたシステム設定のミスであることが判明したため、担当課である危機管理室全職員に、改めてJアラートの操作方法を習得させたところであります。

今後におきましては、有事の際の適正かつ迅速な対応を図るため、危機管理室に隣接する総務課及び企画財政課の職員も操作できるようにするとともに、情報伝達手段の多様化・多重化をより確実なものにするため、防災行政無線の操作はもとより、エリアメールの発信操作や、りんごラジオとの連携事務等についても職員の習熟度を高め、危機管理体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい。難聴地域に関してですが、そうしますと各家庭に戸別受信機というのは全然考えていないということなんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。各世帯に対する戸別受信機の設置導入というふうなことでございますが、これにつきましては、復興計画の中にも導入を盛り込んでおりますので、そういう全体計画の中でこの実現に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

3番（渡邊 計君）はい。ぜひとも早い時期にお願いしたいと思います。

次に、先ほどのあれで、Jアラートのシステムでふぐあいが生じた件なんです、操

作ミスがあったという報告があったんですけども、これは単なる担当者のミスだったのか、それとも業者側の設定ミスだったのか、お尋ねいたします。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。ただいまのご質問にお答えいたします。

12月3日の試験の際に機器の設定等ということで専門業者に設定の確認を行いました。設定の確認を行って、そのときに業者と設定の状況、国からのマニュアルに基づいた設定につきましては確認いただいて、問題ございませんということで、そういう確認をしております。なお、その際に職員が二重チェックという形で確認は行われておりませんでした。第一義には業者の方で設定忘れ、その点でございます。内容につきましては、その設定された内容を職員が直接目で確認を行わなかったということでございます。

3番（渡邊 計君）はい。そうしますと、業者側、担当者側、両方にミスがあったという解釈でよろしいんですか。

危機管理室長（武田正則君）はい。結果的にはそのとおりでございます。

3番（渡邊 計君）はい。そうしますと、現在は正常に動く状態で設定されているんですね。

危機管理室長（武田正則君）はい、議長。このミスを起こしたことで、その後、全般にわたりました操作内容を職員と確認を行いました。自動放送、試験放送、そのことにつきましては職員全員が熟知していると現在は考えております。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい。そうしますと、これまでの担当者、何人いらっしゃったのかわかりませんが、その機械の近辺にいる方々が全員といたしますか、ある程度の人数は操作できるということよろしいんですね。

危機管理室長（武田正則君）はい。危機管理室の現在職員は臨時職員を除き、熟知、周知、習得しております。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい。そうしますと、常にもうスイッチは入っている状態であると。全国瞬時ですから当然ながらミサイルが飛んできたとか、いろいろなケースで向こうから放送があった場合にはすぐキャッチできると、それが子局で流されるということよろしいんですね。

危機管理室長（武田正則君）はい。そのとおりでございます。

3番（渡邊 計君）はい。それから、12月の12日、北朝鮮がミサイルを発射しました。それで、私はちょうど庁舎内にいたものですから放送を聞きました。あれは女性の声でした。全国からというか、あるいは庁舎内の職員だったのか、それとも全国一斉放送の声だったのか、伺います。

危機管理室長（武田正則君）はい。12月の北朝鮮の人工衛星と称するミサイル発射におきましては、Jアラートにつきましては沖縄方面に、その発射されて方向が正しい、予告どおりの方向であれば沖縄県地方のみJアラートの発信を行って、それで沖縄県地方が一斉放送が行われると。他の地域につきましては、人工衛星による脅威がないと、そういうところで山元町ではJアラートによる放送は行われませんでした。ただ、官邸からエムネットということで別な回線でその詳細情報が逐次、「59分ごろ発射された模様」、及び「10時2分ごろに沖縄県上空を通過した模様」という、そういう飛行物体のその詳細情報は別な回線、衛星通信回線から届けられました。そのことを今度は庁内放送、役場職員でもって皆様にお知らせしたということでございます。それで、女性の声は町職員の声でございます。以上です。

3番（渡邊 計君）はい。そういうようなことであれば十分理解できます。ただ、沖縄地方でも

6割が受信できた状態だったと。やっぱり4割はまだふぐあいが生じているという新聞報道でした。住民の安心・安全の生活を送るため正確な情報というものが大変大事であると思います。万全を期して対処することを望みながら質問を終わります。以上です。

議長（阿部 均君）3番渡邊 計君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は12月20日午前10時開議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時02分 散 会

---